

## 調査・結果の概要

# I 調査の概要

## 1 調査の目的

「子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査」は、子どものいる世帯の生活状況やその保護者（主に母親）の仕事の実態や要望などを調査し、今後のひとり親の仕事に対する支援策のあり方を検討するための基礎資料として実施されたものである。

## 2 調査の概要

### （１）調査方法

訪問留置回収法

（※うち、70件は調査協力者本人のご希望により郵送回収）

### （２）調査期間

2012年11月～12月

### （３）標本設計

#### ① 母集団：末子が18歳未満のふたり親世帯またはひとり親世帯

（いずれも核家族世帯に限らず、祖父母等親族との同居世帯を含む）

注1) 国勢調査におけるふたり親世帯の区分：18歳未満親族のいる一般世帯のうち、「夫婦と子供から成る世帯」、「夫婦、子供と両親から成る世帯」、「夫婦、子供とひとり親から成る世帯」、「夫婦、子供と他の親族（親を含まない）から成る世帯」、「夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯」

注2) 国勢調査におけるひとり親世帯区分：18歳未満親族のいる一般世帯のうち、「男親と子供から成る世帯」、「女親と子供から成る世帯」、「他に分類されない親族世帯」

注3) 厚生労働省「国民生活基礎調査」、「全国母子世帯等調査」等では、「20歳未満の未婚の子ども」を児童としているが、本調査では今後の国際比較も念頭に、米、独、仏等主要国に合わせ、「18歳未満の全ての子ども」を児童としている。

#### ② 調査対象地域：全国

#### ③ 調査地点数：175

#### ④ 調査対象者数：ふたり親世帯 2,000 ひとり親世帯 2,000

#### ⑤ 調査対象抽出方法：住民基本台帳から層化二段無作為抽出

### （４）回収状況

（調査設計ベースでの有効回収数と有効回収率）

|        |                            |
|--------|----------------------------|
| 世帯計    | 有効回収数 2,201 票（有効回収率 55.0%） |
| ふたり親世帯 | 有効回収数 1,219 票（有効回収率 61.0%） |
| ひとり親世帯 | 有効回収数 982 票（有効回収率 49.1%）   |

(本人確認・回答状況等で属性の入れ替えを行った後の実際の有効標本数)

|                                       |                        |
|---------------------------------------|------------------------|
| ○ふたり親世帯                               | 1,508 票 (うち、52 票は父親回答) |
| ※原則として、ふたり親世帯の場合は母親が調査票に回答するよう依頼している。 |                        |
| ○母子世帯                                 | 621 票                  |
| ○父子世帯                                 | 65 票                   |
| ○その他世帯 (成人兄弟または祖父母+子ども)               | 6 票                    |

そのうち、名簿上はふたり親世帯だったが、実際にはひとり親だったのは 7 票である。一方、名簿上はひとり親世帯だったが実際には成人兄弟または祖父母と子どもの「その他世帯」だったのは 6 票、片親が単身赴任等でのふたり親世帯だったのは 297 票である。

## Ⅱ 標本抽出方法の詳細

調査対象世帯(標本)が、層化二段無作為抽出法によって抽出されている。「層化二段無作為抽出法」とは、行政単位と地域によって全国をブロックごとに分類し(層化)、各層に調査地点を人口に応じて比例配分し、国勢調査における調査区域及び住民基本台帳を利用して(二段)、地点ごとに一定数の標本抽出を行う方法である。具体的な手順は、下記の通りである。

### 1 層化

全国の市町村を、都道府県を単位として次のように、東京都区部、指定都市および 11 の地区に分類する。

◎東京都区部

◎20 の政令指定都市(都市ごとに分類)

◎北海道地区＝北海道

◎東北地区＝青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

◎関東地区＝茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

◎北陸地区＝新潟県、富山県、石川県、福井県

◎東山地区＝山梨県、長野県、岐阜県

◎東海地区＝静岡県、愛知県、三重県

◎近畿地区＝滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

◎中国地区＝鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

◎四国地区＝愛媛県、香川県、高知県、徳島県

◎北九州地区＝福岡県、佐賀県、長崎県、大分県

◎南九州・沖縄地区＝熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

11 の地区においては、さらに市郡規模によって次のように 4 分類し、層化する。

○人口 20 万人以上の市

○人口 10 万人以上 20 万人未満の市

○人口 10 万人未満の市

○町村

上記の「層化」により、全国を総計 65 (=1+20+11×4) の抽出単位地域（ブロック）に区分する。

## 2 標本数の配分

各抽出単位地域（ブロック）におけるそれぞれの世帯類型の大きさにより 4,000 の標本を比例配分する。ただし、母集団の分布を算出する際に、平成 22 年国勢調査（世帯の家族類型 22 区分、（再掲 Recount）18 歳未満親族のいる一般世帯）の市区町村別数値がベースとなっている。

## 3 抽出

- ① 平成 22 年国勢調査時に設定された調査区の基本単位区を、第 1 段目の抽出単位として、使用する。
- ② 「国勢調査」データから比例配分された世帯数を 1 調査地点で調査する世帯数（20～30 程度、ひとり親世帯とふたり親世帯が半々ずつ）で割って抽出すべき調査地点数を求める。その上で、層ごとに

$$\text{抽出間隔} = \frac{\text{（層における国勢調査時のひとり親またはふたり親世帯数）}}{\text{層で算出された調査地点数}}$$

を算出し、等間隔抽出法によって該当番目が含まれる基本単位区を抽出し、抽出の起点とする。

- ③ 抽出に際しての各層内における市区町村の配列順序は、総務省設定の市区町村コードに従う。
- ④ 調査地点における対象世帯の抽出は、住民基本台帳により、抽出の起点から系統抽出法によって抽出する。なお、世帯類型（ふたり親世帯/ひとり親世帯）が、住民基本台帳に記載されている氏名、性別、生年月、住所情報から推測される。

## 4 世帯類型が不明な調査地点について

上記の方法を用いて全国から 175 の調査地点を無作為に抽出したところ、下記の 11 地点では住民基本台帳の並びが名前順となっており世帯単位ではない等が理由で、世帯類型別の標

本抽出ができないことが判明した<sup>1</sup>。

札幌市（3 地点）—政令指定都市  
新潟市（1 地点）—政令指定都市  
神戸市（2 地点）—政令指定都市  
熊本市（1 地点）—政令指定都市  
長野市（1 地点）—東山地区  
岐阜市（1 地点）—東山地区  
大分県宇佐市（1 地点）—北九州地区  
石川県河北郡津幡町（1 地点）—北陸地区

そこで、上記の 11 地点について台帳抽出せず、当該地点で世帯類型を指定した対象世帯を探し出して調査依頼をする、いわゆる「割当法（クォータ法）」を用いて標本抽出を行っている。

クォータ法の具体的な実施手順は、下記の通りとなっている。

- ① 抽出された各調査地点で、母集団比率に応じて対象世帯を世帯類型ごとに割当てする。  
↓
- ② 地点の起点となる大字町丁目と、起点地点で調査完了できなかった場合の次候補地点を隣接地域から 5 つまで指定し、地点の拡大順と拡大範囲を定める。  
↓
- ③ 調査員は、起点地点内で指示された起点番地から訪問し、原則として「世帯間隔 3」で世帯訪問し、割当て及び対象者条件に適合する対象世帯を、全割当数が完了するまで探して調査を実施する。

### Ⅲ 本調査シリーズの位置づけ

本調査は、2011 年 10～12 月に行われた第 1 回「子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査」（略称：子育て世帯全国調査）に続く第 2 回同調査である。

調査対象、調査時期、標本設計および調査方法については、第 1 回（2011 年）調査と本調

---

<sup>1</sup>住民基本台帳の並びが名前順となっており世帯単位ではないことで、世帯類型別の標本抽出ができない市区町村が近年増えている。本調査では、東京都区部と政令指定都市については、無作為に抽出されたすべて調査地点を調査対象とし、住民基本台帳の並びが世帯単位ではないところに対しては台帳抽出の代わりに「割当法」を用いる。一方、11 の地区については、住民基本台帳の並びが世帯単位ではないと判明された抽出地点に対して、原則として同一ブロック内で再抽出を行い、台帳抽出が可能な調査地点に切り替える。

査は全く変わらない。一方、調査票の内容については、本調査ではいくつか新しい設問項目が設けられている。追加された設問項目には、妻の就業履歴（初職を辞めた理由、第1子出産前後の就業状況、復帰時期等）、夫の家事・育児参加（家事時間、子どもと接する程度、夫に対するイメージ等）、仕事と家庭についての考え方（男女役割分業への賛成/反対、幸福度等）、妻が子どもだった頃の（本人の）母親の働き方などが含まれている。

設問項目を増やしたため、調査票が4ページほどの増量（18頁→24頁）となった。その結果、前回調査の結果と利用実績を調査対象者に説明することで理解を得やすくなったものの、調査内容の増加が尾を引いて、有効回収率は55.0%で第1回（2011年）調査時（55.5%）とほぼ同水準に止まった。

なお、本調査シリーズは、調査速報的な性格を持っている。今後、調査結果をさらに精査して、個別テーマでの詳細な分析を行い、当機構から労働政策研究報告書にとりまとめることとしている。

また、第1回（2011年）調査と同様に、本調査の協力者に対しても、同意をいただける場合は、今後フォローアップ調査を行う予定である。

## IV 調査結果の概要<sup>2</sup>

### 一世帯類型別にみた「暮らし」、「家事・育児」と「仕事」－

#### 1 標本の代表性

本調査は厳密な調査手法を用いて行われたものの、集められた調査標本がどこまで代表性があるのかはやはり気になる。図表1は、厚生労働省が2011年に行った二つの全国調査－「国民生活基礎調査」と「全国母子世帯等調査」－に比べて、本調査の標本分布に偏りがあるかどうかを調べたものである。

世帯人員数、子ども数、末子の年齢、母親の年齢および最終学歴について、本調査の平均値は、他の二つの全国調査とほとんど変わらない。ただし、「全国母子世帯等調査」に比べて、本調査ではひとり親の三世帯同居率、持家比率、母（父）親の有業率と就業年収はやや高めになっている。

---

<sup>2</sup> 以下は速報値であり、今後、数字の修正等の変更がありうる。

図表 1 基本属性の比較

|                     | 母子世帯  |           | 父子世帯  |           | ふたり親世帯(母親回答) |          |
|---------------------|-------|-----------|-------|-----------|--------------|----------|
|                     | 本調査   | 全国母子世帯等調査 | 本調査   | 全国母子世帯等調査 | 本調査          | 国民生活基礎調査 |
| 世帯人員                | 3.3   | 3.4       | 3.8   | 3.8       | 4.2          | 4.2      |
| 子ども数                | 1.8   | N.A.      | 1.9   | N.A.      | 2.1          | 1.7      |
| 末子の年齢               | 10.4  | 10.7      | 11.5  | 12.3      | 7.8          | N.A.     |
| 親との同居率 (%)          | 31.6  | 28.5      | 55.4  | 50.3      | 19.8         | 17.2     |
| 本人または配偶者名義の持家比率 (%) | 21.1  | 11.2      | 44.4  | 40.3      | 56.4         | N.A.     |
| 世帯年収 (万円)           | 321.8 | 291.0     | 555.4 | 455.0     | 671.4        | 658.1    |
| 母 (父) 親の就業年収 (万円)   | 194.6 | 181.0     | 436.2 | 360.0     | 134.0        | 158.9    |
| 母 (父) 親の有業率(%)      | 84.9  | 80.6      | 96.9  | 91.3      | 66.5         | 60.6     |
| 母 (父) 親の年齢          | 40.1  | 39.7      | 43.7  | 44.7      | 40.1         | N.A.     |
| 母 (父) 親の最終学歴-中学校    | 12.7  | 13.3      | 15.0  | 15.4      | 3.7          | N.A.     |
| -高校                 | 46.7  | 48.0      | 45.0  | 51.6      | 37.7         | N.A.     |
| -専修学校・短大・高専他        | 33.6  | 31.8      | 13.3  | 17.4      | 41.1         | N.A.     |
| -大学・大学院             | 7.0   | 6.9       | 26.7  | 15.6      | 17.4         | N.A.     |
| 標本サイズ(N)            | 621   | 1,648     | 65    | 561       | 1,456        | —        |

注：(1) 本調査以外の両調査はいずれも 2011 年に行ったものである。

(2) 国民生活基礎調査の数値は、20 歳未満の児童のいる世帯全体（ひとり親世帯を含む）についてのものである。

## 2 基本属性

### (1) 世帯人員と世帯構成

ふたり親世帯の平均世帯人員は、4.2 人となっている。一方、母子世帯の平均世帯人員は 3.3 人となっており、父子世帯の 3.8 人より少なくなっている（図表 2－1）。

図表 2－1 世帯人員

|        | N     | 2人   | 3人   | 4人   | 5人   | 6人以上 | 無回答 | 平均<br>(人) | 標準偏差 |
|--------|-------|------|------|------|------|------|-----|-----------|------|
| 全体     | 2,194 | 8.9  | 26.8 | 35.2 | 17.3 | 9.1  | 2.7 | 3.94      | 1.18 |
| 母子世帯   | 621   | 25.4 | 34.9 | 20.1 | 9.8  | 4.2  | 5.5 | 3.31      | 1.18 |
| 父子世帯   | 65    | 10.8 | 26.2 | 33.8 | 18.5 | 4.6  | 6.2 | 3.79      | 1.05 |
| ふたり親世帯 | 1,508 | 2.1  | 23.4 | 41.5 | 20.3 | 11.3 | 1.5 | 4.21      | 1.09 |

注：(1) N（標本数）、平均値と標準偏差は実数である。それ以外の数値は、全て構成比のパーセンテージである。以下同。

(2) 以下特別に言及しない限り、ふたり親世帯に父親回答（N=52）の標本も含まれている。

親と子どものみで構成されている核家族世帯は、ふたり親世帯の 76.8%、母子世帯の 65.2%、父子世帯の 43.1%を占めている（図表 2－2）。

父子世帯と母子世帯の場合、「自分の親」と同居するケースが多い。母子世帯の 30.9%、父子世帯の 53.8%は自分の親と同居している。一方、ふたり親世帯の約 2 割が、「自分の親」

(9.1%) または「配偶者の親」(10.5%) と同居している。

図表 2－2 同居家族

|        | N     | 両親（片親）と子どものみ | 他の同居者あり | 無回答 | 他の同居者の種別（割合は総数との対比） |       |     |          |     |
|--------|-------|--------------|---------|-----|---------------------|-------|-----|----------|-----|
|        |       |              |         |     | 自分の親                | 配偶者の親 | 孫   | きょうだい・親族 | その他 |
| 全体     | 2,194 | 72.5         | 26.9    | 0.6 | 16.6                | 7.5   | 0.6 | 3.9      | 2.4 |
| 母子世帯   | 621   | 65.2         | 33.5    | 1.3 | 30.9                | 0.6   | 0.8 | 7.4      | 0.5 |
| 父子世帯   | 65    | 43.1         | 55.4    | 1.5 | 53.8                | 1.5   | 0.0 | 4.6      | 0.0 |
| ふたり親世帯 | 1,508 | 76.8         | 23.0    | 0.2 | 9.1                 | 10.5  | 0.6 | 2.5      | 3.3 |

（注）同居者の種別については複数回答。

同居しながらも別生計、いわゆる「世帯分離」と推測されるのは、母子世帯が 16.9%でもっとも多い（図表 2－3）。「自分の親」と同居している母子世帯では生計を別にしていない世帯が 38.0%に上っている。児童扶養手当等の所得制限を満たすために親と別生計を選ぶ母子世帯が多いと考えられる。一方、ふたり親世帯と父子世帯においては、「世帯分離」の割合はそれぞれ 13.7%と 15.4%と母子世帯より低い。母子世帯に比べて、父子世帯は同居中の親と財布を分けない割合が高い。

図表 2－3 世帯分離（同居しながらも別生計）

|        | N     | 別生計の世帯員はいない | 別生計の世帯員がいる | 無回答  | 同居者の種類別世帯分離の割合 |       |     |          |      |
|--------|-------|-------------|------------|------|----------------|-------|-----|----------|------|
|        |       |             |            |      | 自分の親           | 配偶者の親 | 孫   | きょうだい・親族 | その他  |
| 全体     | 2,194 | 43.2        | 14.7       | 42.2 | 37.4           | 32.9  | 0.0 | 40.7     | 30.2 |
| 母子世帯   | 621   | 34.5        | 16.9       | 48.6 | 38.0           | 25.0  | 0.0 | 39.1     | 33.3 |
| 父子世帯   | 65    | 27.7        | 15.4       | 56.9 | 22.9           | 0.0   | －   | 33.3     | －    |
| ふたり親世帯 | 1,508 | 47.4        | 13.7       | 38.9 | 40.1           | 33.3  | 0.0 | 43.2     | 30.0 |

## （２）住居の状況

ふたり親世帯の 70.4%が持家に居住しており、「本人または配偶者名義の持ち家」に居住している世帯は 55.3%となっている（図表 2－4）。

母子世帯と父子世帯では、「持ち家」に居住している世帯はそれぞれ 48.0%と 80.0%となっている。ただし、母子世帯の場合、本人名義の持家に居住しているのは全体の 20.0%に過ぎず、母子世帯の 26.3%が親名義の持家に居住している。



図表 2－4 住居所有状況

|        | N     | 持家   | 持家の内訳<br>(割合は総数との対比) |      |              | 借家   | 借家の内訳<br>(割合は総数との対比) |            |                     |     | 無回答 |
|--------|-------|------|----------------------|------|--------------|------|----------------------|------------|---------------------|-----|-----|
|        |       |      | 自分または配偶者<br>名義       | 親名義  | 親以外の親族<br>名義 |      | 公営賃<br>貸住宅           | 民間賃<br>貸住宅 | 社宅・寮<br>などの給<br>与住宅 | その他 |     |
| 全体     | 2,194 | 64.3 | 44.9                 | 18.3 | 1.1          | 32.6 | 7.3                  | 21.9       | 2.8                 | 0.5 | 3.1 |
| 母子世帯   | 621   | 48.0 | 20.0                 | 26.3 | 1.8          | 46.7 | 12.7                 | 32.9       | 0.2                 | 1.0 | 5.3 |
| 父子世帯   | 65    | 80.0 | 43.1                 | 32.3 | 4.6          | 16.9 | 3.1                  | 10.8       | 3.1                 | 0.0 | 3.1 |
| ふたり親世帯 | 1,508 | 70.4 | 55.3                 | 14.4 | 0.7          | 27.4 | 5.2                  | 17.9       | 3.9                 | 0.3 | 2.3 |

## (3) 保護者の年齢、学歴と就業状況

ふたり親世帯と母子世帯のいずれも、母親の平均年齢は40歳前後となっている。一方、父子世帯の父親の平均年齢は43.7歳となっており、ふたり親世帯や母子世帯の母親より4歳ほど高くなっている（図表2－5）。

図表 2－5 保護者の年齢

|            | N     | 24歳<br>以下 | 25歳～<br>29歳 | 30歳～<br>34歳 | 35歳～<br>39歳 | 40歳～<br>44歳 | 45歳～<br>49歳 | 50歳～<br>54歳 | 55歳以<br>上 | 平均<br>(歳) | 標準<br>偏差 |
|------------|-------|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------|-----------|----------|
| 全体         | 2,142 | 1.0       | 6.1         | 14.0        | 23.2        | 27.9        | 20.3        | 6.3         | 1.3       | 40.17     | 6.81     |
| 母子世帯       | 621   | 1.1       | 6.8         | 14.2        | 22.2        | 28.8        | 20.1        | 5.5         | 1.3       | 40.05     | 6.83     |
| 父子世帯       | 65    | -         | 3.1         | 10.8        | 20.0        | 13.8        | 23.1        | 24.6        | 4.6       | 43.66     | 7.90     |
| ふたり親世帯（母親） | 1,456 | 1.0       | 6.0         | 14.1        | 23.8        | 28.1        | 20.2        | 5.8         | 1.1       | 40.06     | 6.70     |

ふたり親世帯では、母親の36.7%、父親の33.0%は高校卒が最終学歴となっている。一方、母子世帯の母親の44.3%、父子世帯の父親の41.5%は高校卒が最終学歴となっている（図表2－6）。

大学卒以上高学歴者の割合について、ふたり親世帯の父親が38.1%でもっとも高く、父子世帯の父親が24.6%、ふたり親世帯の母親が17.0%、母子世帯の母親が6.6%となっている。

図表 2－6 保護者の最終学歴

|            | N     | 中学校  | 高等学校 | 専修学校・<br>各種学校 | 短大・高等<br>専門学校 | 大学・<br>大学院 | その他 | 無回答 |
|------------|-------|------|------|---------------|---------------|------------|-----|-----|
| 全体         | 2,142 | 6.4  | 39.1 | 13.9          | 22.5          | 14.2       | 0.3 | 3.6 |
| 母子世帯       | 621   | 12.1 | 44.3 | 13.7          | 17.7          | 6.6        | 0.5 | 5.2 |
| 父子世帯       | 65    | 13.8 | 41.5 | 6.2           | 6.2           | 24.6       | -   | 7.7 |
| ふたり親世帯（母親） | 1,456 | 3.6  | 36.7 | 14.4          | 25.3          | 17.0       | 0.3 | 2.8 |
| ふたり親世帯（父親） | 1,456 | 5.6  | 33.0 | 10.0          | 5.7           | 38.1       | 0.4 | 7.2 |

注：ふたり親世帯については、母親回答の個票が集計対象となる。

ふたり親世帯では、母親の66.5%が就業している。一方、母子世帯の母親の就業率は、84.9%

となっている。父子世帯の父親の就業率は96.9%に達している（図表2－7）。

就業形態の内訳をみると、正社員比率がもっとも高いのは、父子世帯の父親（66.7%）である。母子世帯の母親とふたり親世帯の母親の正社員比率は、それぞれ36.6%と32.5%となっている。就業しているふたり親世帯の母親の46.6%、母子世帯の母親の40.2%は、パート・アルバイトとして働いている。

図表2－7 保護者の就業状況

|            | N     | 有業者<br>の割合 | 就業形態（割合は有業者数との対比） |             |      |               |      | 無回答 |
|------------|-------|------------|-------------------|-------------|------|---------------|------|-----|
|            |       |            | 正社員・<br>正規職員      | 嘱託・契約<br>社員 | 派遣社員 | パート・ア<br>ルバイト | その他  |     |
| 全体         | 2,142 | 72.7       | 35.3              | 6.7         | 3.3  | 42.7          | 11.5 | 0.6 |
| 母子世帯       | 621   | 84.9       | 36.6              | 10.6        | 5.1  | 40.2          | 6.8  | 0.6 |
| 父子世帯       | 65    | 96.9       | 66.7              | 6.3         | -    | 3.2           | 23.8 | -   |
| ふたり親世帯（母親） | 1,456 | 66.5       | 32.5              | 4.6         | 2.5  | 46.6          | 12.9 | 0.7 |

#### （4）世帯の年間収入と社会保険の加入状況

ふたり親世帯と父子世帯の平均世帯年収は、それぞれ680.3万円と555.4万円となっている。一方、母子世帯の平均年収は321.8万円となっており、33.8%は年収300万円未満である（図表2－8）。

また、世帯の実際の生活水準をより正確に捉えている「等価収入」でみると、母子世帯の等価収入は、181.5万円となっており、ふたり親世帯の半分程度の水準にとどまっている。

図表2－8 昨年1年間の世帯収入（税込）

|        | N     | 300万円<br>未満 | 400万円<br>未満 | 500万円<br>未満 | 600万円<br>未満 | 800万円<br>未満 | 800万円<br>以上 | 無回答  | 平均<br>(万円) | 標準<br>偏差 | 等価所得<br>(万円) |
|--------|-------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------|------------|----------|--------------|
| 全体     | 2,194 | 13.0        | 10.2        | 9.6         | 9.1         | 14.9        | 16.9        | 26.3 | 591.3      | 441.3    | 300.2        |
| 母子世帯   | 621   | 33.8        | 12.2        | 7.4         | 3.1         | 3.7         | 2.1         | 37.7 | 321.8      | 200.8    | 181.5        |
| 父子世帯   | 65    | 6.2         | 7.7         | 18.5        | 3.1         | 12.3        | 15.4        | 36.9 | 555.4      | 212.2    | 287.3        |
| ふたり親世帯 | 1,508 | 4.7         | 9.4         | 10.2        | 11.9        | 19.6        | 23.0        | 21.2 | 680.3      | 467.7    | 339.3        |

注：(1) 等価収入＝収入/（世帯人員数の平方根）。

(2) ふたり親世帯の内、収入のもっとも高い世帯（1世帯）は、年収1億1千万円で、収入が2番目に高い世帯（年収4千万円）を大きく引き離している。その1世帯を除いた場合、ふたり親世帯における平均世帯収入は、671.6万円となる。

社会保険全般の加入率については、全体で父親は母親より高くなっている。ふたり親世帯の父親では、社会保険の加入率は「雇用保険」67.4%、「公的年金」81.7%となっている。父子世帯の父親では、「雇用保険」66.2%、「公的年金」69.3%となっている（図表2－9）。

一方、母親について、社会保険の未加入率が高くなっている。母子世帯の母親では、社会保険に加入していない者の割合は「雇用保険」29.8%、「公的年金」11.6%となっている。ふ

たり親世帯の母親では、社会保険の未加入率は「雇用保険」43.9%、「公的年金」4.4%となっている。

図表 2－9 社会保険の加入状況

|            | N     | 雇用保険 |      |      | 公的年金    |      |        |      |
|------------|-------|------|------|------|---------|------|--------|------|
|            |       | 加入   | 未加入  | 無回答  | 厚生・共済年金 | 国民年金 | 未納・未加入 | 無回答  |
| 全体         | 2,142 | 49.0 | 38.8 | 12.1 | 46.3    | 34.8 | 6.7    | 12.3 |
| 母子世帯       | 621   | 57.3 | 29.8 | 12.9 | 47.5    | 26.4 | 11.6   | 14.5 |
| 父子世帯       | 65    | 66.2 | 12.3 | 21.5 | 58.5    | 10.8 | 10.8   | 20.0 |
| ふたり親世帯(母親) | 1,456 | 44.8 | 43.9 | 11.3 | 45.3    | 39.3 | 4.4    | 11.0 |
| ふたり親世帯(父親) | 1,456 | 67.4 | 15.2 | 17.4 | 67.6    | 14.1 | 2.3    | 16.0 |

#### (5) 子どもの数と末子の年齢

ふたり親世帯の平均子ども数は、2.1 人である。その内訳をみると、「2 人」48.4%、「1 人」24.6%、「3 人」20.4%となっており、子ども数が3 人以下の世帯が全体の 93.4%を占めている（図表 2－10）。

図表 2－10 子どもの数

|        | N     | 1人   | 2人   | 3人   | 4人  | 5人以上 | 無回答 | 平均<br>(人) | 標準偏差 |
|--------|-------|------|------|------|-----|------|-----|-----------|------|
| 全体     | 2,194 | 30.0 | 45.5 | 18.1 | 4.2 | 0.7  | 1.6 | 1.99      | 0.86 |
| 母子世帯   | 621   | 42.2 | 40.3 | 11.3 | 3.5 | 0.2  | 2.6 | 1.76      | 0.83 |
| 父子世帯   | 65    | 40.0 | 29.2 | 27.7 | 1.5 | 0.0  | 1.5 | 1.91      | 0.87 |
| ふたり親世帯 | 1,508 | 24.6 | 48.4 | 20.4 | 4.5 | 0.9  | 1.1 | 2.08      | 0.85 |

一方、母子世帯と父子世帯の平均子ども数は、それぞれ 1.8 人と 1.9 人となっている。そのうち、「1 人」と答えた母子/父子世帯が4 割程度を占めている。

末子の平均年齢について、ふたり親世帯は 7.9 歳であるのに対して、母子世帯は 10.4 歳、父子世帯は 11.5 歳となっており、ひとり親世帯の子どもの平均年齢が比較的高い（図表 2－11）。

そのうち、6 歳未満の未就学児を抱える世帯の割合は、ふたり親世帯が 36.2%に達しているが、母子世帯と父子世帯がそれぞれ 17.1%と 13.9%となっている。

図表 2－1 1 末子の年齢

|        | N     | 2歳<br>以下 | 3歳～<br>5歳 | 6歳～<br>8歳 | 9歳～<br>11歳 | 12歳～<br>14歳 | 15歳～<br>17歳 | 無回答  | 平均<br>(歳) | 標準<br>偏差 |
|--------|-------|----------|-----------|-----------|------------|-------------|-------------|------|-----------|----------|
| 全体     | 2,194 | 15.0     | 15.1      | 13.7      | 15.4       | 17.0        | 15.9        | 7.9  | 8.69      | 5.23     |
| 母子世帯   | 621   | 5.3      | 11.8      | 14.0      | 19.2       | 19.8        | 21.9        | 8.1  | 10.36     | 4.68     |
| 父子世帯   | 65    | 3.1      | 10.8      | 10.8      | 13.9       | 20.0        | 30.8        | 10.8 | 11.45     | 4.45     |
| ふたり親世帯 | 1,508 | 19.5     | 16.7      | 13.7      | 13.9       | 15.7        | 12.8        | 7.7  | 7.89      | 5.27     |

注：標本抽出時の年齢。

### (6) 婚姻状況

保護者の婚姻状況をみると、「結婚経験がある」と回答した者の割合が、ふたり親世帯（母親）では 97.1%、母子世帯では 94.8%、父子世帯では 92.3%となっている。結婚経験を持たない保護者の割合は母子世帯（4.2%）がもっとも高く、父子世帯（1.5%）とふたり親世帯の母親（1.0%）でもわずかながら結婚経験のない層がいる（図表 2－1 2）。

ふたり親世帯（母親）のうち、初婚相手と現在も婚姻を継続している者（84.2%）がもっとも多く、離別・死別した者（8.3%）や別居・離婚調停中の者（3.4%）も一定の割合でいる。

図表 2－1 2 保護者の婚姻状況

|            | N     | 結婚経験<br>あり | 結婚経験者：初婚相手との現在の状況 |          |      |      |     | 結婚経験<br>なし | 無回答 |
|------------|-------|------------|-------------------|----------|------|------|-----|------------|-----|
|            |       |            | 現在も婚姻継続中          | 別居・離婚調停中 | 離別   | 死別   | 無回答 |            |     |
| 全体         | 2,143 | 96.3       | 57.7              | 2.8      | 32.0 | 3.5  | 4.0 | 2.0        | 1.8 |
| 母子世帯       | 621   | 94.8       | -                 | 1.7      | 85.4 | 9.5  | 3.4 | 4.2        | 1.0 |
| 父子世帯       | 65    | 92.3       | -                 | -        | 70.0 | 23.3 | 6.7 | 1.5        | 6.2 |
| ふたり親世帯（母親） | 1,456 | 97.1       | 84.2              | 3.4      | 8.1  | 0.2  | 4.1 | 1.0        | 1.9 |

## 3 暮らし全般

### (1) 収入と税・社会保険料負担－実質負担率 29.1%

母親の就労収入をみると、母子世帯が 194.6 万円で、ふたり親世帯（134.0 万円）より 60 万円高い。父親の就労収入では、ふたり親世帯（515.8 万円）が父子世帯（436.2 万円）より 80 万円ほど高くなっている。

子育て世帯の税（所得税・住民税・固定資産税）と社会保険料負担が税込み収入に占める割合をみると、母子世帯が 43.0%でもっとも高く、父子世帯（36.3%）とふたり親世帯（35.8%）がほぼ同じ水準である。ただし、税（所得税・住民税・固定資産税）と社会保険料負担から子ども手当等公的所得移転を差し引いた後の実質負担率は、母子世帯が 17.0%でもっとも低く、父子世帯（19.2%）がその次で、ふたり親世帯の実質負担率が 29.1%でもっとも高い。

図表 3－1 収入、税・社会保険料負担と公的所得移転（単位：万円）

|            |         | 母子世帯  | 父子世帯  | ふたり親世帯 |
|------------|---------|-------|-------|--------|
| 母親の就労収入    | (a1)    | 194.6 | —     | 134.0  |
| 父親の就労収入    | (a2)    | —     | 436.2 | 515.8  |
| 就労収入合計     | (A)     | 194.6 | 436.2 | 649.5  |
| 税込み収入      | (B)     | 321.8 | 555.4 | 671.4  |
| 手取り所得      | (C)     | 167.4 | 320.4 | 429.0  |
| 公的所得移転     | (B-A)   | 96.0  | 101.8 | 37.3   |
| 税・社会保険料負担  | (B-C)   | 133.6 | 203.6 | 229.0  |
| 税・社会保険料負担率 | (B-C)/B | 43.0% | 36.3% | 35.8%  |
| 公的所得移転率    | (B-A)/B | 27.1% | 16.7% | 5.8%   |
| 実質負担率      | (A-C)/B | 17.0% | 19.2% | 29.1%  |

注：(1) 無回答票とふたり親世帯の父親回答票が集計対象から除外されている。

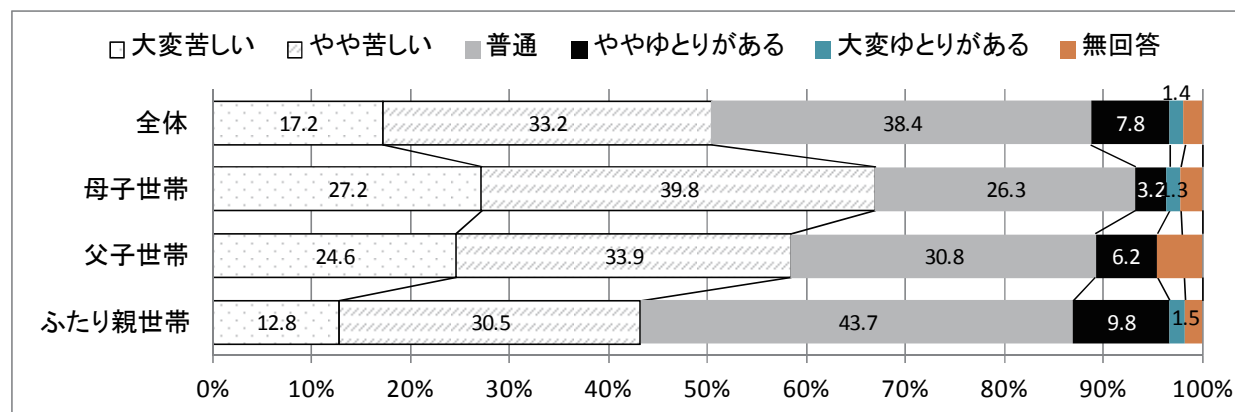
(2) 公的所得移転に、公的年金・恩給、失業給付、子ども手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、生活保護費が含まれている。ただし、全世帯の 15.6%が、上記公的所得移転のほか、その他の非就労所得（夫婦以外の世帯員の就業収入（5.8%）、親からの援助（7.0%）、養育費（3.8%）または財産収入（2.1%）のいずれか）も得ている。こうした公的所得移転以外の非就労所得も数値に含まれているので、公的所得移転額（率）がやや過大評価されている可能性に留意されたい。

## （２）暮らし向きのゆとり感－高校生年齢児童のいる家庭が低いゆとり度

現在の暮らし向きのゆとり感をたずねたところ、「大変苦しい」または「やや苦しい」と感じている“ゆとりなき”世帯の割合は、「ふたり親世帯」43.3%、「父子世帯」58.5%、「母子世帯」67.0%となっている。

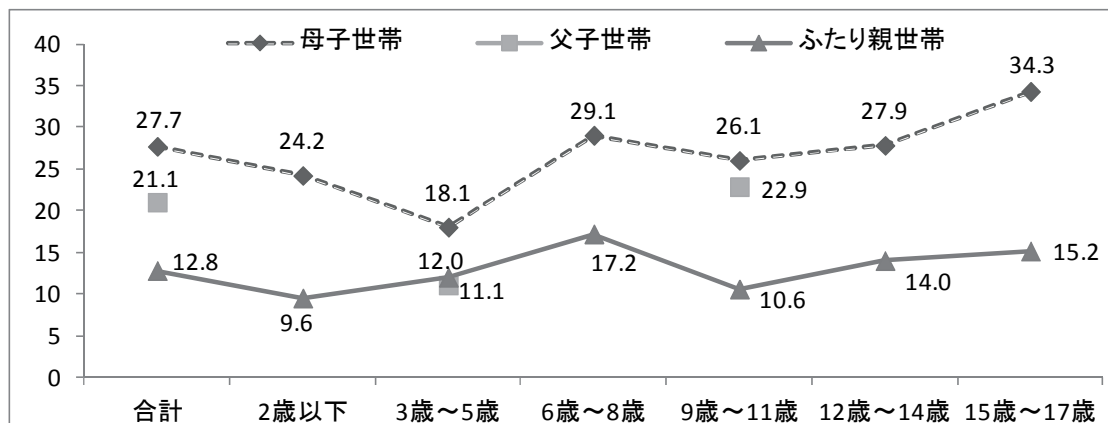
暮らし向きは、子どもの成長とともに変化していく。「暮らし向きが大変苦しい」と感じる“超ゆとりなき”世帯の割合は、末子が高校生年齢（15～17歳）の母子世帯では 34.3%と最も高く、末子が幼児の母子世帯では 18.1%と最も低い。父子世帯も、“超ゆとりなき”世帯の割合は、末子が6歳以上の家庭では高くなっている。ふたり親世帯の場合、“超ゆとりなき”世帯の割合は末子が小学校低学年（17.2%）または高校生年齢（15.2%）の家庭ではやや高くなっている。

図表 3－2A 暮らし向きのゆとり感



注：以下の図表は、特別に言及しない限り、標本の全数を用いた集計値である。

図表 3－2B 末子の年齢層別“暮らし向きが大変苦しい”世帯の割合(%)



注：(1) 無回答を除いた集計結果である。集計対象者数は、ふたり親世帯 1,378、母子世帯 566、父子世帯 57 である。

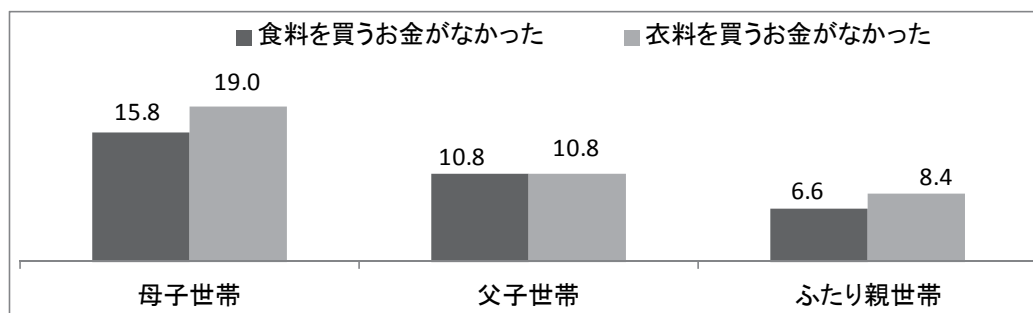
(2) 父子世帯は、末子が「5 歳以下」と「6 歳以上」別の集計値となっている。

### (3) 貧困を実感した世帯の割合－ひとり親世帯がやや高め

貧困状況にあるかどうかをみるために、「過去の 1 年間、お金が足りなくて、家族が必要とする食料または衣料を買えないこと」の有無についてもたずねてみた。ふたり親世帯の 6.6%、父子世帯の 10.8%、母子世帯の 15.8%は「よく」または「ときどき」食料を買えなかったと回答している。

一方、「よく」または「ときどき」衣料を買えなかった世帯の割合は、ふたり親世帯 8.4%、父子世帯 10.8%、母子世帯 19.0%となっている。

図表 3－3 貧困を実感した世帯の割合（単位：%）



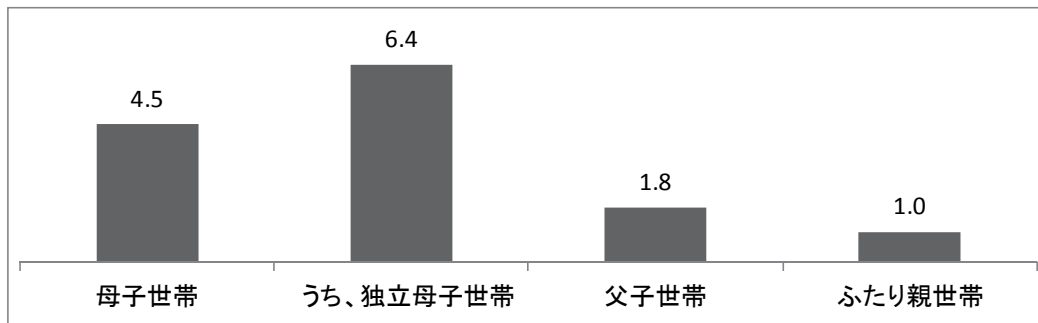
注：「過去の 1 年間、お金が足りなくて、家族が必要とする食料または衣料を買えないこと」の有無について、「よくあった」または「時々あった」と回答した世帯の割合である。

### (4) 生活保護率－独立母子世帯が比較的高い

生活保護を受けている世帯の割合は、母子世帯全体では 4.5%、親族と同居していない独立母子世帯では 6.4%<sup>2</sup>、父子世帯では 1.8%、ふたり親世帯では 1.0%となっている。

<sup>2</sup> 厚生労働省「母子世帯等全国調査(2011)」では母子世帯全体の生活保護率が 14.4%である。本調査においては、生活保護受給世帯の出現率がやや低めになっている。

図表 3－4 生活保護率（％）



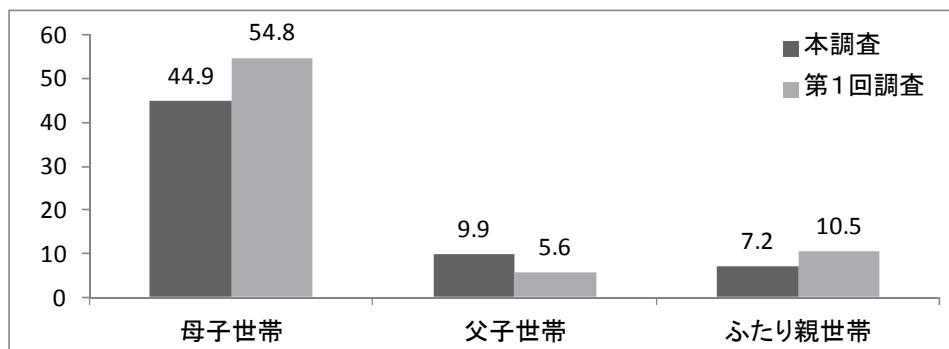
注：無回答を除いた集計結果で、集計対象者数は、母子世帯 558、独立母子世帯 374、父子世帯 56、ふたり親世帯 1,395 である。

#### （５）相対的貧困率－父子世帯でも１割が貧困層

子どものいる世帯を年収の高い順に並べ、全体の真ん中にくる世帯の年収の半分を貧困ラインとして、それ以下の収入で暮らす貧困世帯の割合を算出した。世帯規模が大きくなるにつれて一人当たりの生活コストが低下傾向にあるため、世帯規模で調整された等価ベースの貧困ラインが用いられている。貧困ラインは、1人世帯では147.3万円、2人世帯では208.3万円（ $147.3 \times \sqrt{2}$ ）、3人世帯では255.1万円（ $147.3 \times \sqrt{3}$ ）、4人世帯では294.6万円（ $147.3 \times \sqrt{4}$ ）となっている。

その結果、母子世帯の貧困率が44.9%でもっとも高く、父子世帯とふたり親世帯の貧困率はそれぞれ9.9%と7.2%となっている。

図表 3－5 相対的貧困率（％、等価税込み収入ベース）



注：(1) 無回答を除いた集計値である。算出に用いた標本サイズは、母子世帯 387、父子世帯 41、ふたり親世帯 1,188 となっている。

(2) 貧困ライン147.3万円（L）は、厚生労働省「平成23年国民生活基礎調査」の公表値（児童のいる世帯の中位所得595万円、平均世帯人員数4.08人）を用いて、貧困ラインの定義（ $L=595/(2 \times \sqrt{4.08})$ ）に従い算出されている。

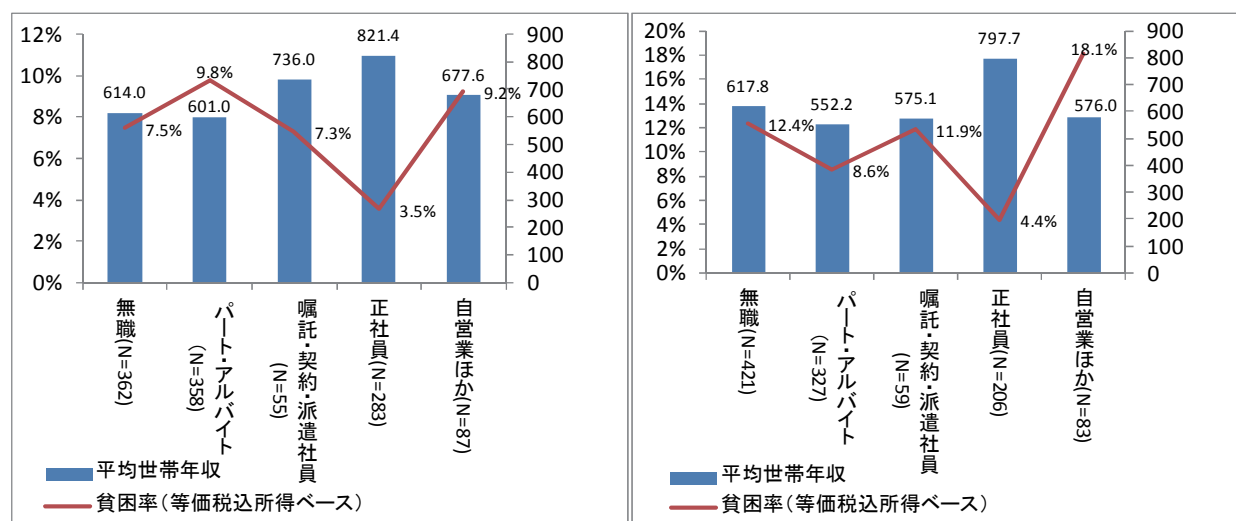
#### （６）妻の就業形態と平均年収－専業主婦世帯以外はすべて増加

平均世帯収入は、妻の就業状態によって大きく異なり、妻が「正社員」では821.4万円、妻が「嘱託・契約・派遣社員」では736.0万円、妻が「無業」（専業主婦）では614.0万円、

妻が「パート・アルバイト」では 601.0 万円となっている。第 1 回（2011 年）調査と比較して、専業主婦世帯以外のふたり親世帯の平均収入はすべて上昇している。

第 1 回調査では専業主婦の貧困率が 12.4%だったが、本調査では 7.5%までに下落している。貧困専業主婦の一部が働きに出たことで、専業主婦世帯の中の貧困層が減少したことが主な原因だと考えられる<sup>3</sup>。

図表 3－6 妻の就業形態別ふたり親世帯の平均年収と貧困率  
(本調査) (第 1 回調査)



注：無回答と父親回答のふたり親世帯票を除いた集計結果である。

### (7) 保護者の幸福感－ふたり親世帯の母親の幸福感がもっとも高い

「最近の 1 年間、あなたはどの程度幸せですか」という質問に対して、「とても幸せ」を 10 点、「とても不幸」を 0 点として保護者にその点数をたずねた。その結果、「とても幸せ」(10 点)と回答した保護者の割合は、父子世帯 7.0%、母子世帯 8.3%、ふたり親世帯の母親 14.5%、ふたり親世帯の父親 14.9%となっている。

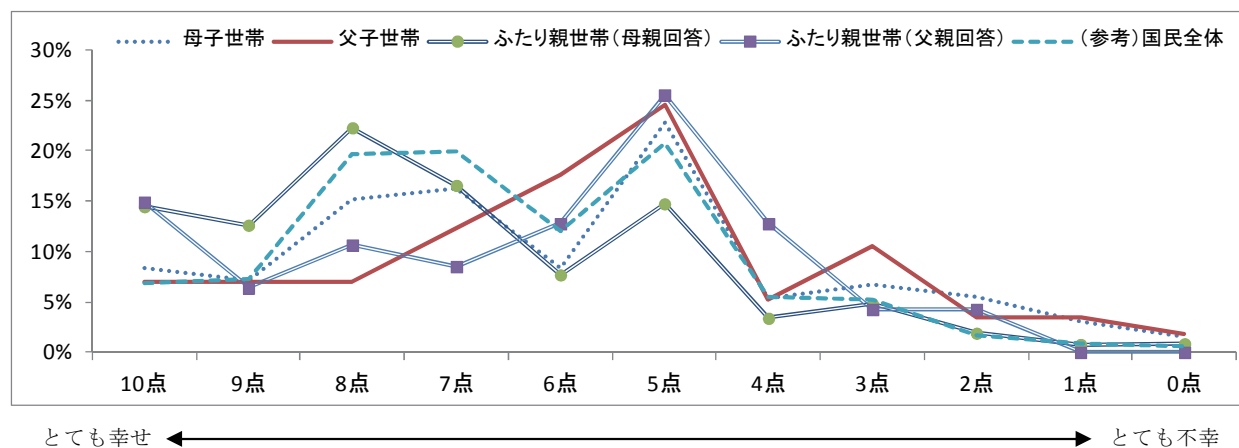
一方、点数が 4 点以下の幸福感が低い層の割合は、父子世帯の父親が 24.6%でもっとも高く、次いで母子世帯の母親 (22.2%)、ふたり親世帯の父親<sup>4</sup> (21.3%)、ふたり親世帯の母親 (11.7%) の順である。ふたり親世帯の父親は、幸福感が 10 点満点の「高幸福層」と、幸福感が 4 点以下の「低幸福層」がともに多い。また、ふたり親世帯の場合、父親よりも母親の幸福感が全般的に高いのも興味深い点である。

<sup>3</sup> 専業主婦世帯がふたり親世帯に占める割合が、本調査では 33.5%で、第 1 回調査より 5.3 ポイント低下している。これは、総務省「労働力調査 2012」(女性雇用者が前年比 9 万人増)や、「家計調査 2012」(2 人以上の世帯の平均実収入が 1.6%増え、そのうち妻の収入が 11%増えた)の結果とも一致している。

<sup>4</sup> ふたり親世帯票の父親回答者(N=52)の基本属性は以下の通りである：平均年齢 44.9 歳、大卒割合 42.9%、有業割合 92.3%、有業者の正社員比率 77.1%、自営業比率 14.6%、本人の平均年収 733.3 万円である。



図表 3－7 保護者の幸福感（0点～10点）



|              | 10点   | 9点    | 8点    | 7点    | 6点    | 5点    | 4点    | 3点    | 2点   | 1点   | 0点   | 平均点 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|------|-----|
| 母子世帯         | 8.3%  | 7.1%  | 15.2% | 16.2% | 8.3%  | 22.8% | 5.3%  | 6.7%  | 5.5% | 3.1% | 1.6% | 6.0 |
| 父子世帯         | 7.0%  | 7.0%  | 7.0%  | 12.3% | 17.5% | 24.6% | 5.3%  | 10.5% | 3.5% | 3.5% | 1.8% | 5.7 |
| ふたり親世帯（母親回答） | 14.5% | 12.6% | 22.3% | 16.6% | 7.7%  | 14.7% | 3.4%  | 4.8%  | 1.9% | 0.8% | 0.9% | 7.0 |
| ふたり親世帯（父親回答） | 14.9% | 6.4%  | 10.6% | 8.5%  | 12.8% | 25.5% | 12.8% | 4.3%  | 4.3% | 0.0% | 0.0% | 6.3 |
| （参考）国民全体     | 6.8%  | 7.2%  | 19.6% | 19.9% | 12.0% | 20.7% | 5.5%  | 5.2%  | 1.7% | 0.8% | 0.6% | 6.8 |

注：(1) 無回答を除いた集計結果である。集計対象者数は、母子世帯 580、父子世帯 57、ふたり親世帯（母親回答）1,419、ふたり親世帯（父親回答）47 である。

(2) 国民全体は、内閣府「国民生活選好度調査 2010 年度」によるもので、15 歳から 80 歳までの男女が対象である。

## 4 家事と子育て

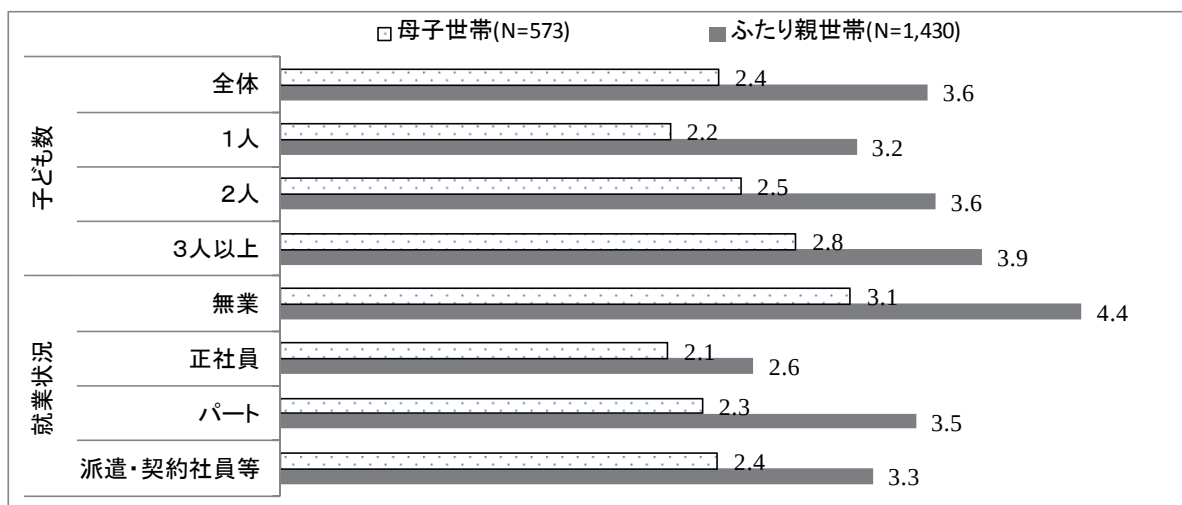
### （1）母親の家事時間－ふたり親世帯が母子世帯の 1.5 倍

母親が平日一日当たり炊事、洗濯と掃除をこなす家事時間数をみると、ふたり親世帯（3.6 時間）が母子世帯（2.4 時間）より長くなっている。母子世帯の三世代同居比率がふたり親世帯よりも高く、三世代同居世帯では祖父母が母親の代わりに家事の一部を代行していることがその主な理由だと考えられる。

子ども数が多い家庭では、母親の家事時間が増える傾向にある。子どもが 1 人の家庭と比較して、子どもが 2 人の家庭では母親の家事時間数が 1.14 倍～1.18 倍に、子どもが 3 人の家庭では母親の家事時間数が 1.22 倍～1.32 倍になる。

母親の就業状況も家事時間数と関係している。ふたり親世帯の場合、家事時間がもっとも長いのは「無業（専業主婦）」（4.4 時間）、次いで「パート」（3.5 時間）、「派遣・契約社員等」（3.3 時間）と続き、「正社員」の家事時間（2.6 時間）がもっとも短い。母子世帯でも、「無業（母親）」の家事時間（3.1 時間）がもっとも長く、正社員の家事時間（2.1 時間）がもっとも短くなっている。

図表 4－1 母親の平均的な 1 日の家事（掃除、洗濯、炊事）時間

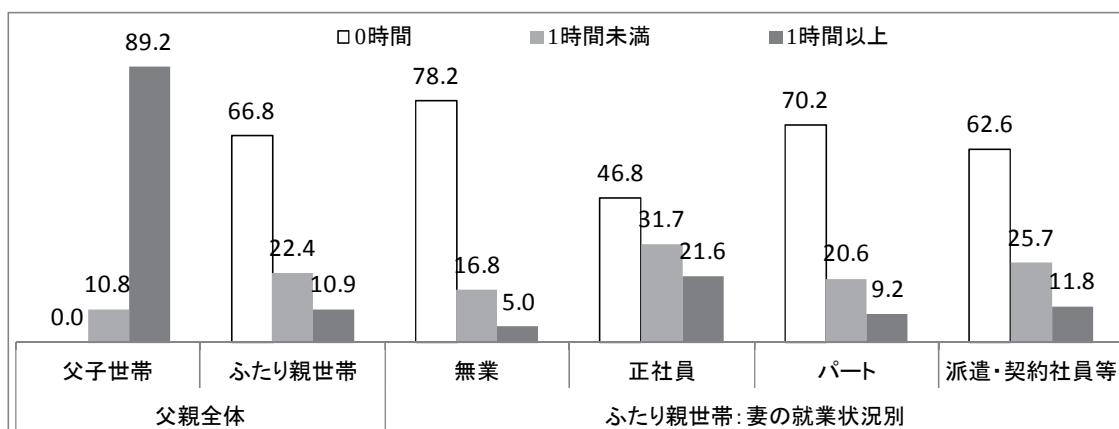


## (2) 父親の家事時間－父子世帯がふたり親世帯の 7 倍

父親が平日一日当たり炊事、洗濯と掃除をこなす家事時間数をみると、父子世帯（1.79 時間）がふたり親世帯（0.24 時間）の 7 倍である。父子世帯の父親 89.2%が、平日で一日あたり 1 時間以上の家事を行っているのに対して、ふたり親世帯の父親の大半（66.8%）は家事を全く行っていない（※母親による回答）。

父親（夫）の家事時間数は、妻の就業状況とも一定の相関関係がある。全く家事を行わない父親の割合がもっとも高いのは、妻が「無業（専業主婦）」の家庭（78.2%）で、次いで妻が「パート」の家庭（70.2%）、妻が「派遣・契約社員」の家庭（62.6%）が続き、妻が「正社員」の家庭（46.8%）ではその割合がもっとも低い。妻が「正社員」の家庭で、父親の 21.6%が一日あたり 1 時間以上の家事を行っている。

図表 4－2 父親の平均的な 1 日の家事時間分布 (%)



注：(1) 無回答を除いた集計結果である。集計対象者数は父子世帯 37、ふたり親世帯 1,391 である。

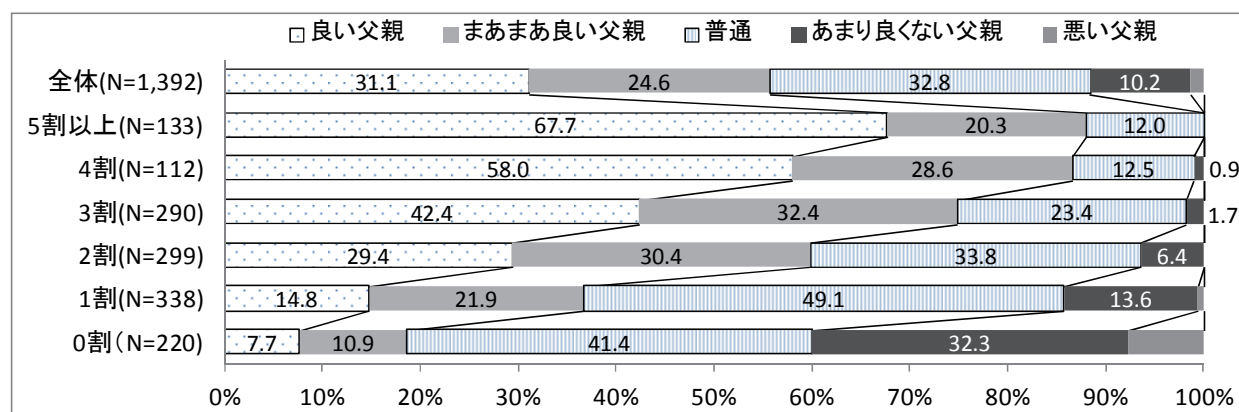
(2) ふたり親世帯の父親の家事時間数は母親の回答によるものである。ちなみに、父親自身が回答した調査票（N=39）では、父親の平均家事時間数は 1.36 時間で、家事時間数が 1 時間以上と回答した父親が全体の 69.2%を占めている。

### （３）家事・育児分担割合－父親に対する評価における重要な加点要素

夫婦が行っている家事・育児の総量を 10 として、母親（妻）に父親（夫）の分担割合についてたずねると同時に、母親からみた父親の評価も聞いてみた。その結果、父親の家事・育児分担割合が父親としての評価における重要な加点要素であることが分かる。家事・育児の半分以上を分担している父親に対して、母親の評価が「良い父親」（67.7%）または「まあまあ良い父親」（20.3%）となるのは全体の 9 割弱に上る。一方、家事・育児を全く分担していない父親に対して、母親の評価が「普通」（41.4%）または「あまり良くない父親」（32.3%）がもっとも多い。

ちなみに、「良い父親」の評価をもらっている父親の割合は、（父親の）年収が 600 万円以上層（34.4%）と 600 万円未満層（32.3%）でほとんど同じである。良い父親としての評価は、稼ぐ力よりも家事・育児への分担が重要な加点要素である。

図表 4－3 父親の家事・育児分担割合と父親としての評価



注：ふたり親世帯（母親回答）が対象で、無回答を除いた集計結果である。

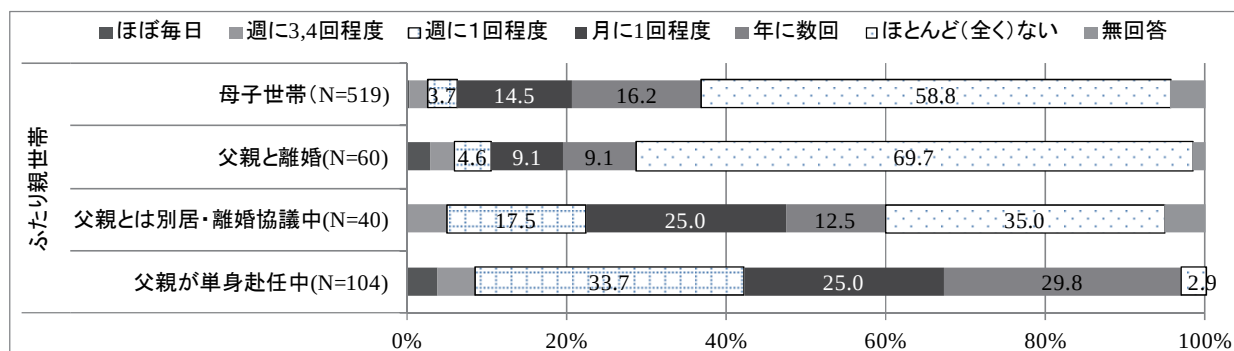
### （４）非同居父親における子どもとの関わり－再婚世帯と母子世帯では希薄

非同居父親が子どもと会ったり、話したりする頻度は、世帯形態に大きく依存している。子どもと面会・会話がほとんど（全く）ない父親の割合は、父親と離婚してから母親が再婚したふたり親世帯がもっとも高く（69.7%）、その次は母子世帯（58.8%）と「別居・離婚協議中のふたり親世帯」（35.0%）である。父親が単身赴任中のふたり親世帯の場合、父親が「週に 1 回程度」（33.7%）、または「年に数回程度」（29.8%）、「月に 1 回程度」（25.0%）子どもと会ったり、話したりしている。

離別母子世帯全体（N=455）の養育費の受取率が 15.2%と低い、（離別）父親が子どもとの間に交流が続けている場合、養育費の支払割合が高くなっている。離別母子世帯のうち、（離別）父親が子どもと「年に数回」以上の交流を持ったグループ（N=168）は、養育費の受取割合が 21.4%で、交流のないグループ（11.5%、N=287）より 10 ポイント高い<sup>5</sup>。

<sup>5</sup> 無回答を除いた集計結果である。

図表 4－4 非同居父親における子どもとの面会・会話の頻度



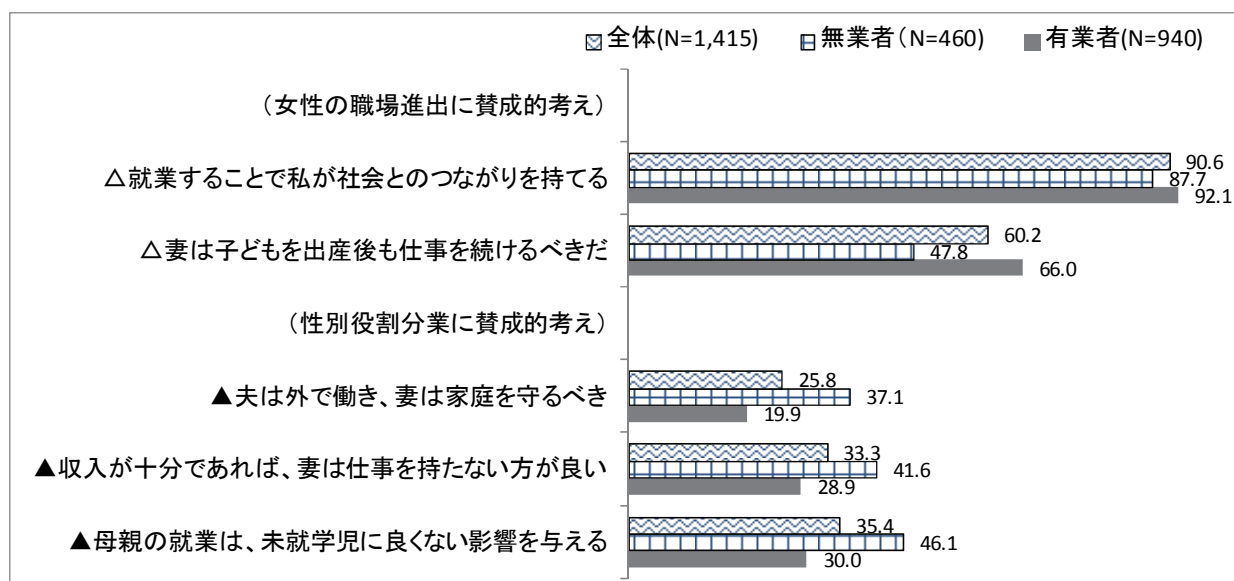
## 5 仕事

### (1) 「性別役割分業」か「女性の職場進出」か－後者に賛成する者が多い

「性別役割分業」を代表するような考え方「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」に対して、賛成の考えを持つ母親の割合は、全体の25.8%である。専業主婦に限ってみても、その割合は37.1%に過ぎない。「母親の就業は、未就学児に良くない影響を与える」との考え方に対しては、賛成している母親は全体の35.4%で、専業主婦でも半数以上はこの考え方に賛成していない。

一方、女性の職場進出に肯定的な考え方である「妻は子どもを出産後も仕事を続けるべきだ」に対して、賛成の考えを持つ母親が全体の6割に上り、専業主婦でも半数弱(47.8%)の人がこの考えに賛成している。「就業することで私が社会とのつながりを持てる」との認識に対して、母親の就業の有無に関わらず、賛成する者が9割程度に上る。

図表 5－1 性別役割分業/女性の職場進出に賛成の考えを持つ母親の割合(%)



注：(1) ふたり親世帯の母親を対象とした集計結果（無回答を除く）である。  
 (2) 全体には、就業状況不明のサンプルが含まれている。

## （２）第１子出産前後の就業率－高校・短大・高専卒層の低下がより顕著

第１子のお産前後における母親の就業率の変化を追ってみると、出産１年後に大きな落ち込みがみられた。

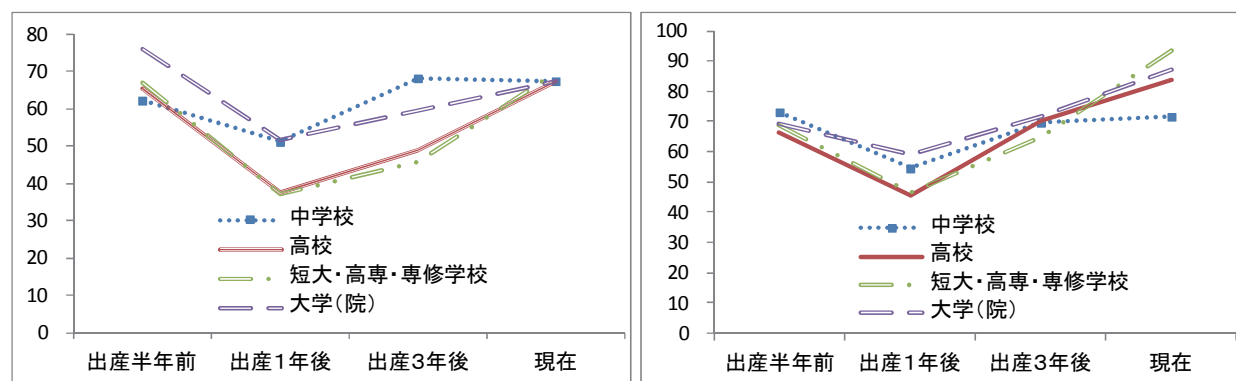
母親の学歴別で比較すると、中学校卒と大学卒層の就業率の下落が比較的緩やかで、高校卒と短大・高専卒層の就業率の低下がより急である（図表５－２）。この傾向が、ふたり親世帯と母子世帯の両方に見られている。

出産１年後に比べ、出産３年後にはいずれの学歴層においても母親の就業率が上昇している。ただし、ふたり親世帯では中学校卒層（１７．０ポイント上昇）、母子世帯では高卒層（２４．５ポイント上昇）の回復ペースがもっとも速い。

図表５－２ 最終学歴別第１子出産前後の母親の就業率（％）

(A:ふたり親世帯)

(B:母子世帯)



|       | ふたり親世帯 |      |                |       | 母子世帯 |      |                |       |
|-------|--------|------|----------------|-------|------|------|----------------|-------|
|       | 中学校    | 高校   | 短大・高専・<br>専修学校 | 大学（院） | 中学校  | 高校   | 短大・高専・<br>専修学校 | 大学（院） |
| 出産半年前 | 62.2   | 65.5 | 67.1           | 75.9  | 73.1 | 66.4 | 68.6           | 69.2  |
| 出産１年後 | 51.2   | 37.5 | 37.2           | 51.5  | 54.5 | 45.6 | 46.7           | 59.0  |
| 出産３年後 | 68.2   | 49.0 | 45.8           | 59.6  | 69.7 | 70.1 | 64.7           | 71.8  |
| 現在    | 67.4   | 67.4 | 69.9           | 67.5  | 71.6 | 83.9 | 93.7           | 87.2  |

注：第１子が３歳以上の母親（除く無回答）が集計対象である。

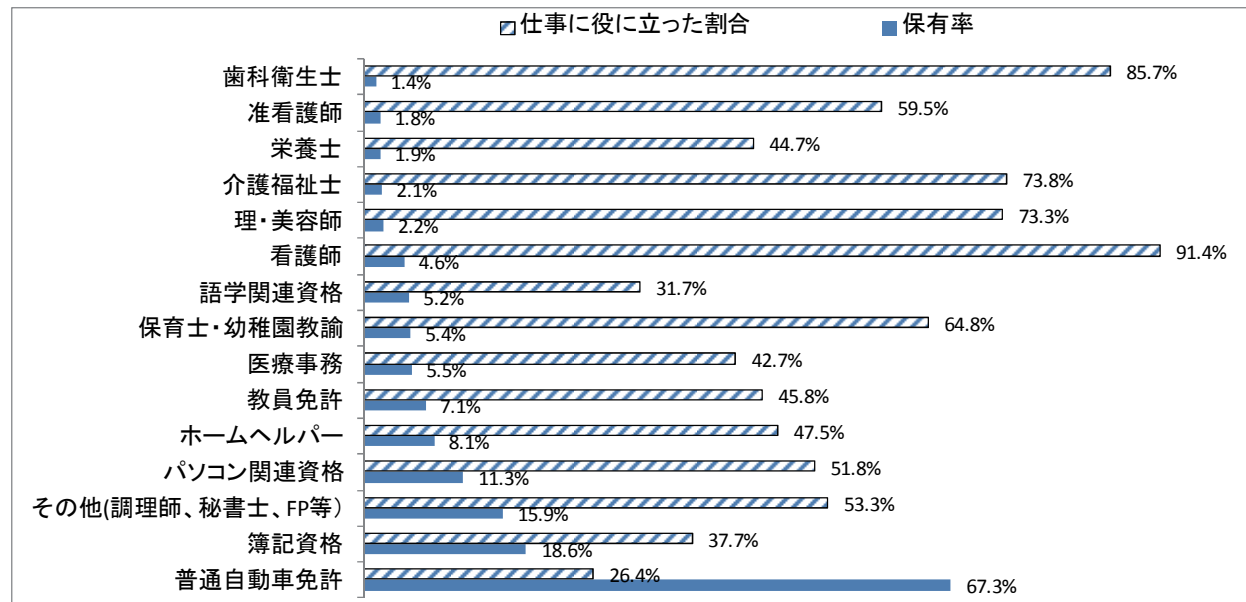
## （３）専門資格の取得と活用－語学・事務系資格の活用率が低い

就業するために専門資格を取得する女性が多い。何らかの専門資格（除く車免許）を持っていると回答した母親が全体の６割に上る。資格の中身は多種多様である。保有率の高い資格に、簿記資格（１８．６％）、パソコン関連資格（１１．３％）、ホームヘルパー（８．１％）、教員免許（７．１％）、看護師・准看護師（６．４％）、医療事務（５．５％）、保育士・幼稚園教諭（５．４％）、語学関連資格（５．２％）および調理師、秘書士、FP等その他資格（１５．９％）がある。

一方、保有資格が仕事に役に立った割合をみると、看護師（９１．４％）、歯科衛生士（８５．７％）、保育士・幼稚園教諭（６４．８％）、介護福祉士（７３．８％）、准看護師（５９．５％）など医療・福祉・

介護系資格の活用率は高いことが分かる。一方、簿記資格（37.7%）、語学関連資格（31.7%）、医療事務（42.7%）等語学・事務系資格の活用率が相対的に低い。

図表 5－3 専門資格の保有と活用状況



|                  | 保有率   | (再掲)<br>母子世帯 | ふたり親世帯 | 仕事に役に<br>立った割合 | (再掲)<br>母子世帯 | ふたり親世帯 |
|------------------|-------|--------------|--------|----------------|--------------|--------|
| 普通自動車免許          | 67.3% | 62.3%        | 69.5%  | 26.4%          | 30.4%        | 24.8%  |
| 何らかの専門資格（除く車免許）  | 61.7% | 60.5%        | 62.3%  |                |              |        |
| 簿記資格             | 18.6% | 20.4%        | 17.8%  | 37.7%          | 35.0%        | 39.0%  |
| その他(調理師、秘書士、FP等) | 15.9% | 18.3%        | 14.9%  | 53.3%          | 48.2%        | 56.0%  |
| パソコン関連資格         | 11.3% | 13.8%        | 10.3%  | 51.8%          | 42.2%        | 57.2%  |
| ホームヘルパー          | 8.1%  | 11.6%        | 6.5%   | 47.5%          | 47.1%        | 47.8%  |
| 教員免許             | 7.1%  | 3.3%         | 8.7%   | 45.8%          | 40.0%        | 46.7%  |
| 医療事務             | 5.5%  | 7.0%         | 4.8%   | 42.7%          | 38.1%        | 45.6%  |
| 保育士・幼稚園教諭        | 5.4%  | 4.2%         | 5.9%   | 64.8%          | 68.0%        | 63.9%  |
| 語学関連資格           | 5.2%  | 3.3%         | 6.0%   | 31.7%          | 25.0%        | 33.3%  |
| 看護師              | 4.6%  | 3.5%         | 5.1%   | 91.4%          | 95.2%        | 90.3%  |
| 理・美容師            | 2.2%  | 2.3%         | 2.2%   | 73.3%          | 78.6%        | 71.0%  |
| 介護福祉士            | 2.1%  | 3.2%         | 1.6%   | 73.8%          | 78.9%        | 69.6%  |
| 栄養士              | 1.9%  | 1.5%         | 2.1%   | 44.7%          | 33.3%        | 48.3%  |
| 准看護師             | 1.8%  | 1.8%         | 1.8%   | 59.5%          | 63.6%        | 57.7%  |
| 歯科衛生士            | 1.4%  | 1.0%         | 1.6%   | 85.7%          | 83.3%        | 86.4%  |
| N                | 2,009 | 602          | 1,407  | —              | —            | —      |

## 6 ワークライフバランス

### （１）仕事と家庭生活－子どもへのしわ寄せは限定的

仕事を持つ保護者に仕事と家庭生活のコンフリクト（WLC）があるかどうかをたずねたところ、１割程度の保護者は「子どものしつけが行き届かない」、「家事や育児のいくつかができなかった」等自身の就業が子どもに一定のしわ寄せをもたらしていると認識している。

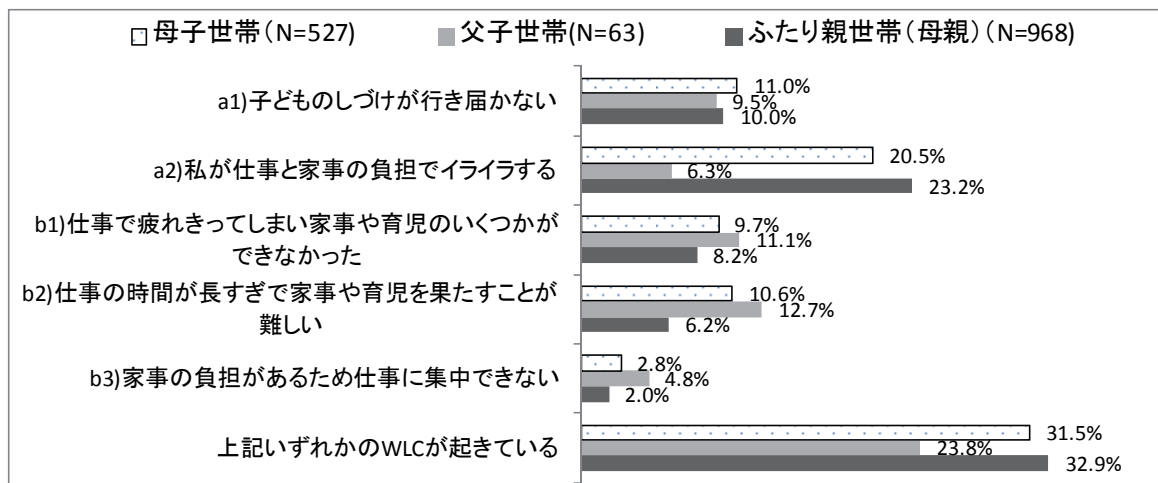
一方、仕事が保護者自身に与える影響について、「私が仕事と育児の負担でイライラする」



と認識した母親（母子世帯とふたり親世帯のいずれも）が全体の2割強を占めており、父子世帯の父親（6.3%）よりもその割合が高い。

また、ワークライフバランスが困難な場合、保護者は仕事を優先する傾向もうかがえる。「家事の負担があるために仕事に集中できない」と回答する保護者の割合はいずれも5%未満である。

図表6-1 仕事と生活のコンフリクト（WLC）



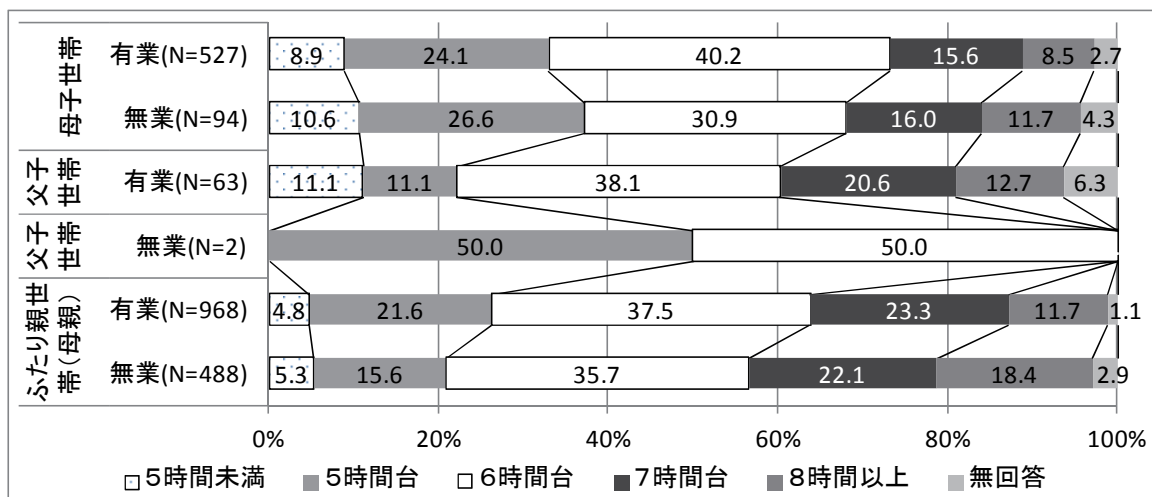
注：(1) 有業者を対象とした集計結果である。

(2) a1-a2については「当てはまる」と回答した者の割合、b1-b3について「ほぼ毎日起きている」と回答した者の割合を指している。

## （2）仕事と睡眠時間－ひとり親の平均睡眠時間、約1割は「5時間未満」

就業有無別に保護者の睡眠時間の分布を比較すると、いずれの世帯類型においても、有業者の睡眠時間がやや短めになっている。たとえば、ふたり親世帯（母親）の場合、睡眠時間が「8時間以上」と回答した者の割合が、有業者は11.7%で、無業者より6.7ポイント低い。

図表6-2 就業有無別保護者の睡眠時間（平日）の分布



また、1日平均睡眠時間が「5時間未満」の保護者の割合をみると、母子世帯は8.9%（有業者）～10.6%（無業者）、父子世帯は11.1%（有業者）となっており、その割合がふたり親世帯（母親）の約2倍にあたる。

### （３） 仕事と健康診断－有業母親の実施割合が高い

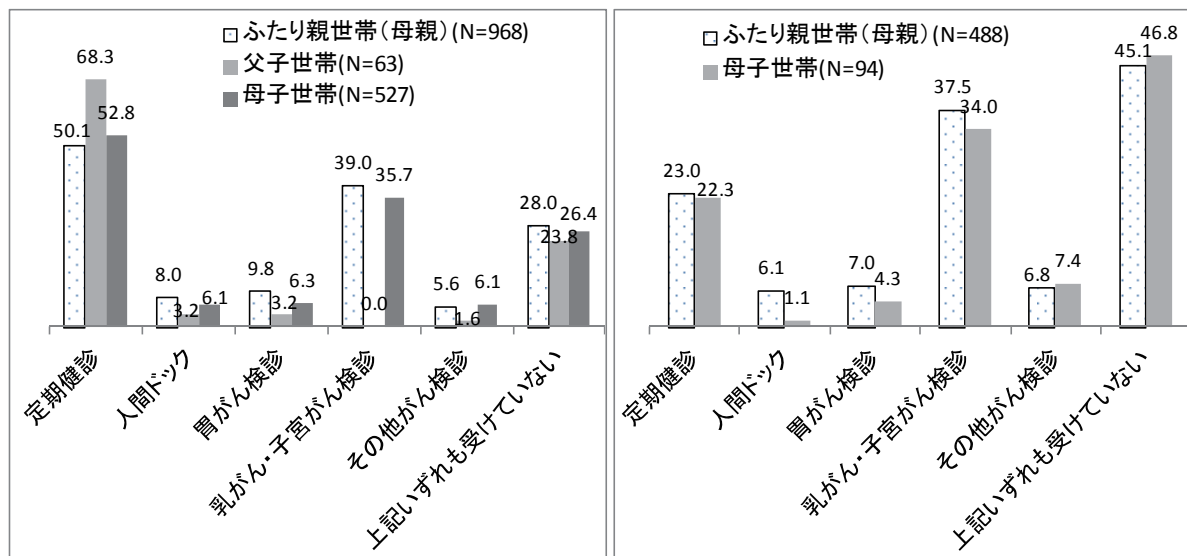
過去の1年間に健康診断を実施した割合をみると、無業者に比べ有業者の方が高くなっている。有業母親の約半数は、定期健診を受けているのに対して、無業母親の同割合は20%前後である。また、人間ドックの実施割合は、有業母親は6.1%（母子世帯）～8.0%（ふたり親世帯）、無業母親は1.1%（母子世帯）～6.1%（ふたり親世帯）となっている。胃がん検診についても有業母親の実施割合が比較的高い。

ただし、乳がん・子宮がん検診の実施割合は、有業母親と無業母親の間に大差が見られない。乳がん・子宮がんへの意識の高さや市区町村が提供する低価格の住民検診が無業母親の実施割合を押し上げていると考えられる。

図表 6－3 就業有無別健康診断の実施割合（％）

(A:有業者)

(B:無業者)



### （４） 仕事とメンタルヘルス－無業母子世帯の約半数にうつ傾向がみられる

保護者のメンタルヘルスについて、臨床心理学のCES-D うつ感情自己評価尺度の10項目簡略版を用いて調べてみた。具体的には、最近の1週間で「普段は何でもないことで悩む」、「物事に集中できない」、「落ち込んでいる」、「何をするのも面倒だ」等10項目<sup>6</sup>について、「ほとんどない」（得点0）、「1～2日」（得点1）、「3～4日」（得点2）、または「5日以上」（得

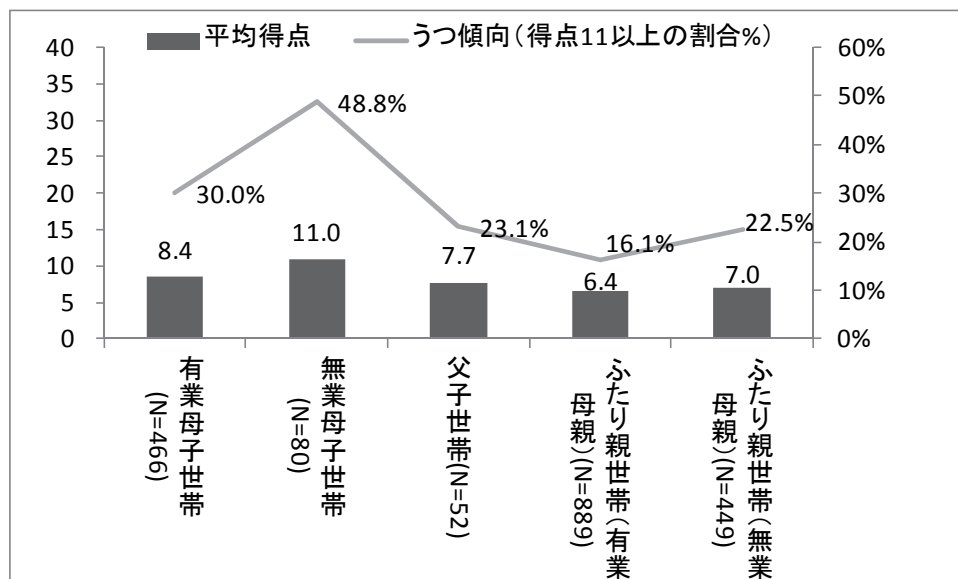
<sup>6</sup> 項目5「将来に対して希望を持てる」と項目8「生活を楽しんでいる」はポジティブ項目で、逆の方向で配点されている。



点 3) のどちらになるかをたずね、その合計得点をメンタルヘルスの指標とする。先行研究に基づき合計得点が 11 以上の場合は「うつ傾向」があると判定される<sup>7</sup>。

その結果、母子世帯、とくに母子世帯の無業母親に、うつ傾向のある者は多いことが分かった。うつ傾向があるとみられる保護者の割合は、無業母子世帯 48.8%、有業母子世帯 30.0%、父子世帯 23.1%、ふたり親世帯（母親）22.5%となっている。

図表 6-4 うつ感情（10 項目、得点可能範囲 0-30）



注：(1) 無回答標本を除いた集計値である。

(2) うつ傾向の自己評価尺度と閾値が、第 1 回調査と異なることに留意されたい。

## 7 仕事と育児への支援

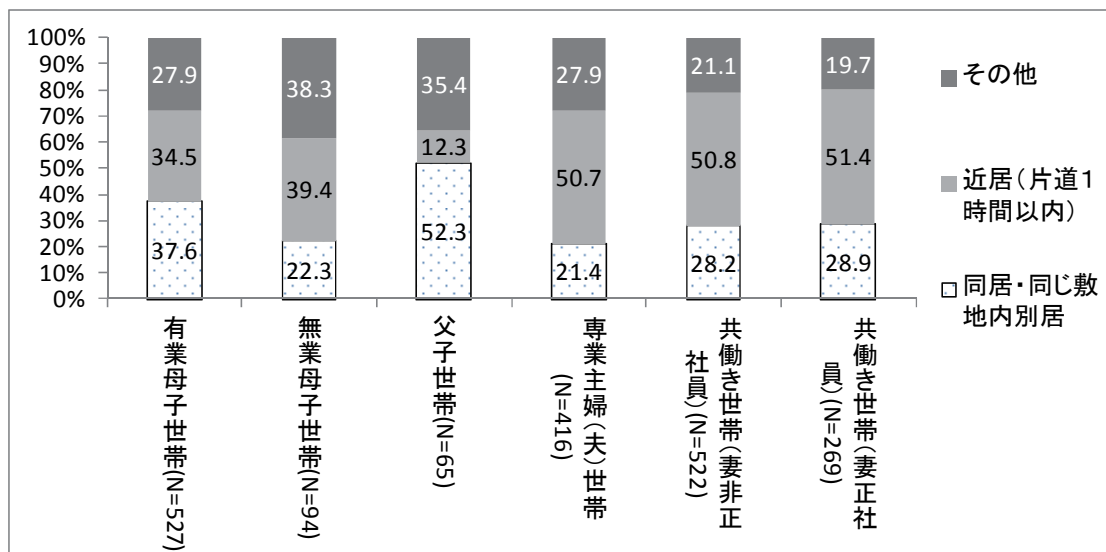
### (1) 祖父母からの育児支援—共働き夫婦は祖父母との同居を選びやすい

祖父母から育児支援を受けるためには、お互いの住居へのアクセス時間が重要で、一般的には、祖父母と同居（同じ敷地内別居を含む）または近居している場合、育児支援を受けられやすくなる。

祖父母との同居割合では、ふたり親世帯が母子世帯や父子世帯より低いものの、祖父母の家から片道 1 時間以内の距離で住居を構えるふたり親世帯が非常に多い（全体の約半数）。ただし、専業主婦（夫）・夫婦無業世帯に比べると、共働き世帯は祖父母との同居割合が 7 ポイントほど高くなっている。

<sup>7</sup> 11 という閾値 (Cutoff-point) は、米国の臨床実験結果に基づくものである。CES-D スコアの日米比較を行うと、ポジティブ項目は日本人では著しい低値を示している。そのため、日本人の CES-D スコアは有意に高くなっていることに留意されたい (岩田 2004)。ちなみに、CES-D20 項目完全版 (得点範囲 0~60、閾値 16) におけるうつ傾向の判定率 (性・年齢調整済) では、日本人は 52.2%、米国人は 33.0%となっている。

図表 7-1 世帯類型別祖母との同別居状況(%)



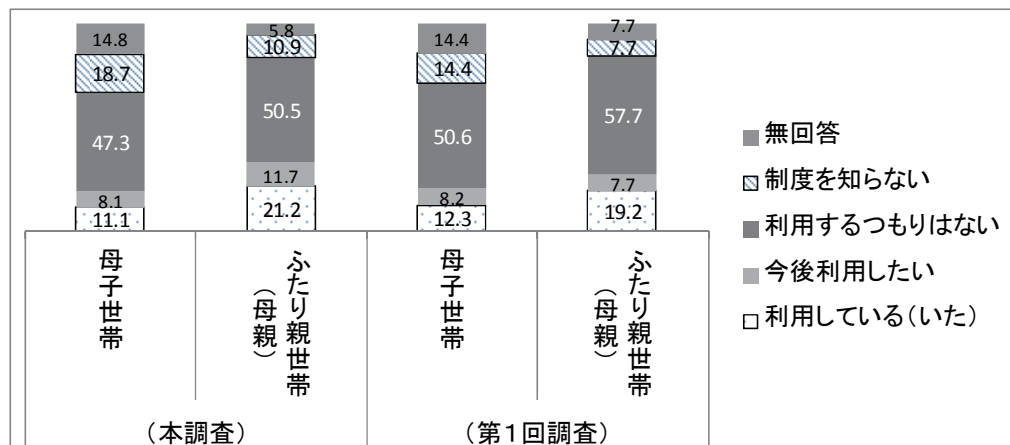
## (2) 育児休業制度の利用率—ふたり親世帯が上昇、母子世帯がわずかに下落

育児期女性の就業を支える代表的な制度が、「育児休業制度」である。1992年に育児休業法（現在の育児・介護休業法）が施行されて以来、女性の育児休業取得者は年々増え、出産時点で有業だった女性の取得率が83.7%（厚生労働省「2010年雇用均等基本調査」）に達している。今回の調査対象者は18歳未満の子どもを育てている者であるため、母親全員が法律施行後の出産経験を持っている。

育休制度の利用率は、ふたり親世帯（母親）では21.2%、母子世帯では11.1%となっており、政府統計の取得率（83.7%）よりはるかに低いことが分かる。これは、大半の母親が出産の前にすでに無業または退職していた状況にいることに起因するものだと考えられる。

また、第1回（2011年）調査時に比べ、ふたり親世帯（母親）の育休利用率が2ポイント上昇する一方、母子世帯の利用率がわずかに下落している。

図表 7-2 育児休業制度の利用・認知状況(%)



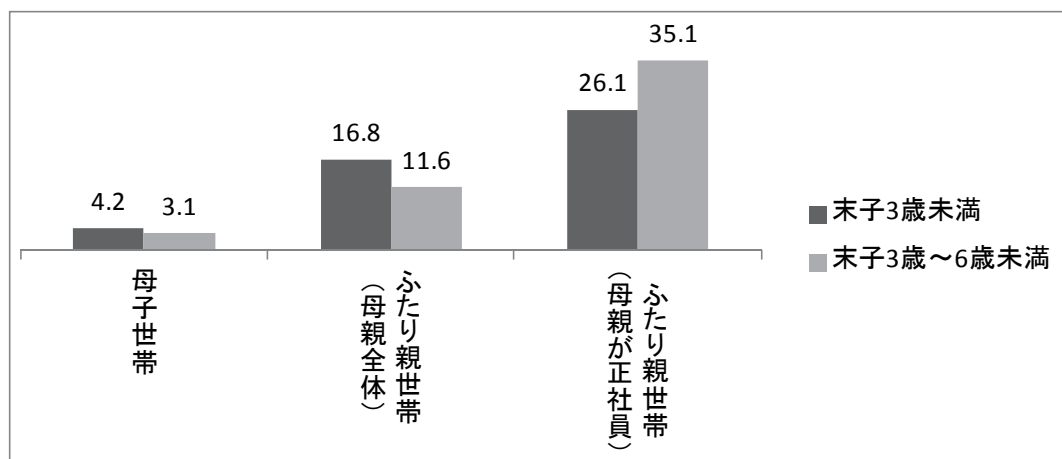
### （３） 短時間勤務制度の利用－母子世帯の間に利用が広まらない

2005 年に施行された改正育児介護休業法では、3 歳未満の子どもを養育している労働者については、短時間勤務制度の措置を講じる義務を企業側に課している。また、改正法は 3 歳から小学校就学前の子を養育している労働者についても、企業側に短時間勤務制度の導入を促している（努力義務）。

導入が義務化されている 3 歳未満の子どもを育てている有業母親の短時間勤務制度についてその利用率を見ると、ふたり親世帯では 16.8%（正社員は 26.1%）となっているが、母子世帯では 4.2%と低い水準である。

一方導入努力の対象となる 3 歳から 6 歳未満の子どもを育てている有業母親についても、母子世帯（3.1%）より、ふたり親世帯（全体は 11.6%、正社員は 35.1%）の方が短時間勤務制度の利用率が高い。短時間勤務制度を利用した場合の収入減少が母子世帯の利用を阻んでいると考えられる。

図表 7－3 短時間勤務制度の利用率（%）



注：(1) 利用率＝（制度を利用しているまたは利用していた有業者数）／有業者総数

(2) 有業母親を対象とした集計結果である。末子 3 歳未満をグループ A として、末子 3 歳～6 歳未満をグループ B として、集計対象者数は、母子世帯(A)24 世帯、母子世帯(B)64 世帯、ふたり親世帯(A)137 世帯、ふたり親世帯(B)146 世帯、ふたり親世帯(A)・正社員 69 世帯、ふたり親世帯(B)・正社員 37 世帯である。

### （４） 拡充してほしい公的支援－ 1 位は金銭的援助、 2 位は保育サービス

育児と就業をする上で、拡充してほしい公的支援についてたずねると、金銭的援助を望む保護者が全体の 67.7%（父子世帯）～75.2%（母子世帯）に達している。

金銭的援助の具体的中身は、「児童（子ども）手当<sup>8</sup>の増額」（50.5%～58.5%）、「年少扶養控除の復活」（20.2%～27.7%）、「乳幼児医療費助成期間の延長」（12.3%～31.0%）および「職業訓練を受ける際の金銭的援助」（12.3%～26.1%）である。乳幼児医療費助成期間の延長を希望する保護者（N=580）のうち、「12 歳まで」の回答（25.7%）がもっとも多く、「18 歳ま

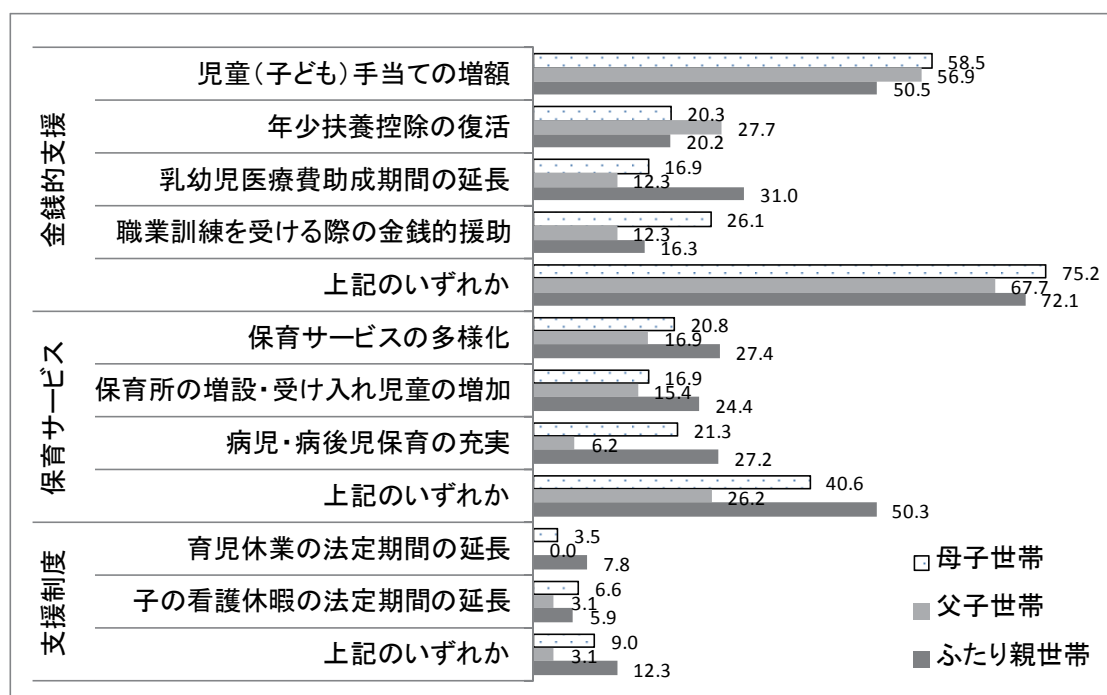
<sup>8</sup> 「子ども手当」制度が 2012 年 4 月から「児童手当」制度に移行されていた。

で」（25.3％）と「15歳まで」（20.7％）がその次に多い回答である。

保育サービスの充実を望む保護者も全体の26.2％（父子世帯）～50.3％（ふたり親世帯）を占めている。その具体的中身は、「休日保育、延長保育等サービスの多様化」（16.9％～27.4％）、「病時・病後児保育の充実」（6.2％～27.2％）および「保育所の増設・受入児童数の増加」（15.4％～24.4％）である。

一方、支援制度の整備、いわゆる「育児休業制度」または「子の看護休暇制度」の法定期間の延長を希望する保護者は比較的少なく、全体の3.1％（父子世帯）～12.3％（ふたり親世帯）程度である。原則1年とする育児休業の法定期間の延長を希望する保護者（N=140）のうち、「2年まで」（31.4％）と「3年まで」（58.6％）の回答が全体の9割を占めている。一方、年5日とする子の看護休暇の法定期間の延長を希望する保護者（N=132）のうち、「10日まで」の回答（34.9％）がもっとも多く、「20日まで」（12.2％）と「30日まで」（12.9％）がその次に多い回答である。

図表7-4 拡充してほしい公的支援（％、3つまでの複数回答）



## 8 人口・経済属性の世代間継承

### （1）子ども数・学歴・離婚経験—子ども数と学歴に世代間継承の可能性大

子ども数、最終学歴（母親）と離婚経験の世代間一致割合をみると、人口属性では一定の世代間継承性が見られる。世代間伝承割合がとくに高いのは、子ども数と学歴である。

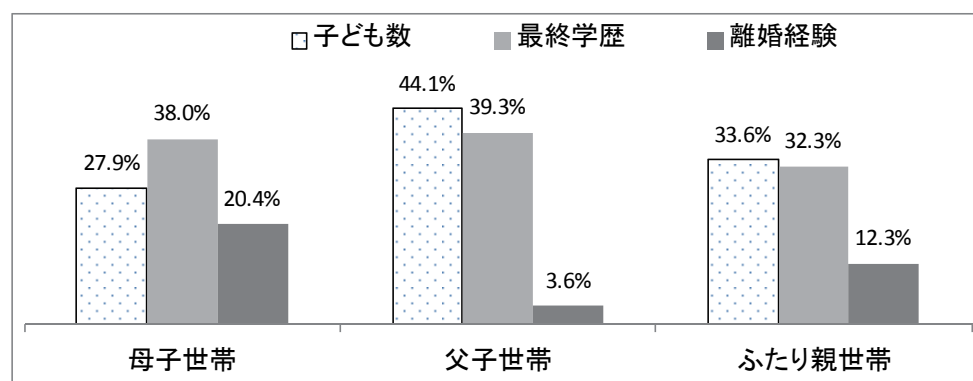
出生がほぼ終わっている45歳以上の保護者について、その子ども数は、自身の兄弟姉妹数と一致する割合は、母子世帯では27.9％、父子世帯では44.1％、ふたり親世帯では33.6％に

達している。親子2世代の子供数が一致しない45歳以上保護者（N=399）のうち、「子ども数<（自身の）兄弟姉妹数」のケースが全体64.9%に達している。

また、保護者の最終学歴は、自身の母親の最終学歴と一致する割合は、母子世帯では38.0%、父子世帯では39.3%、ふたり親世帯では32.3%である。親子の学歴が一致しない対象者（N=1,348）のうち、「自分が母親より高学歴」のケースが全体の84.7%を占めている。

一方、保護者の離婚経験と、自身の親の離婚経験と一致する割合は、母子世帯が20.4%で最も高く、ふたり親世帯（12.3%）と父子世帯（3.6%）の一致割合が比較的低い。

図表8-1 人口属性における世代間一致割合



注：(1) 無回答とふたり親世帯の父親回答票を除いた集計結果である。子ども数に関する集計対象者数は母子世帯165、父子世帯34、ふたり親世帯384である。学歴に関する集計対象者数は母子世帯576、父子世帯56、ふたり親世帯1,455である。離婚経験に関する集計対象者数は母子世帯582、父子世帯55、ふたり親世帯1,431である。

(2) 子ども数は、45歳以上の保護者についての集計結果である。

(3) 学歴は、4分類（中学校、高校、短大・高専・専修学校等、大学・大学院）である。

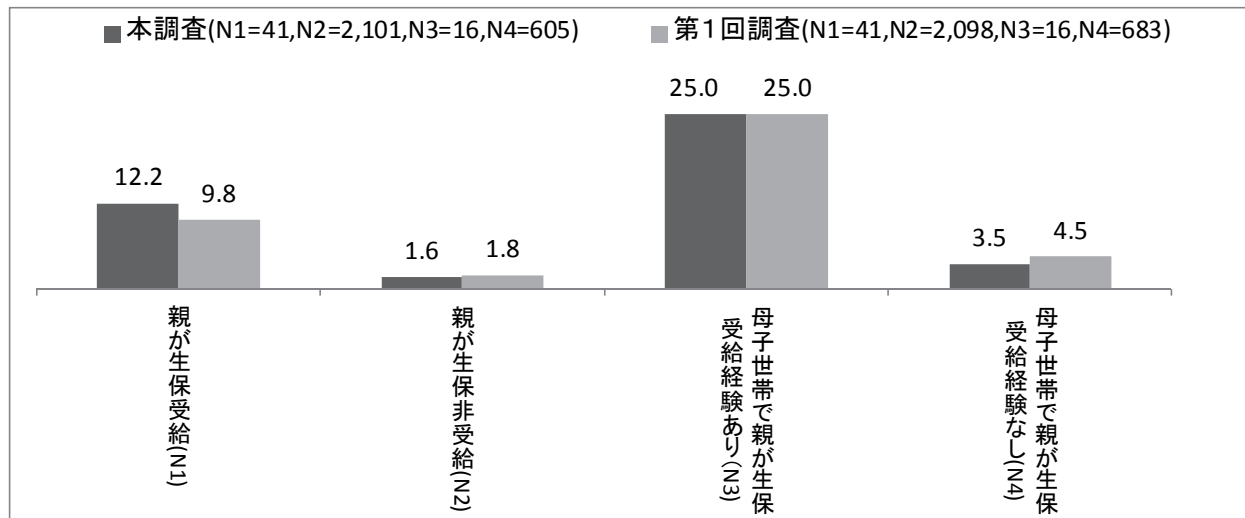
## （2）生活保護率—格差は10.6ポイント

親世代が生活保護を受給している場合、その子ども世代は成人後に生活保護を受給する割合が高くなっている。「成人する前に親が生活保護を受けていた」と回答した保護者の生活保護率は12.2%で、「成人する前に親が生活保護を受給したことがない」と回答した保護者（1.6%）より保護率が10.6ポイント高い。第1回調査に比べ、生活保護受給における世代間伝承性がやや強まっている<sup>9</sup>。

母子世帯に限定してみると、「親が生活保護受給」と回答した母親と「親が生活保護非受給」と母親と比較すると、前者の生活保護率（25.0%）が後者より21.5ポイントも高い。

<sup>9</sup> ただし、「親が生保受給」の標本サイズ(N=41)が小さいため、結果がぶれている可能性があることに留意されたい。

図表 8－2 未成人期の生保受給経験と現在の生活保護率(%)

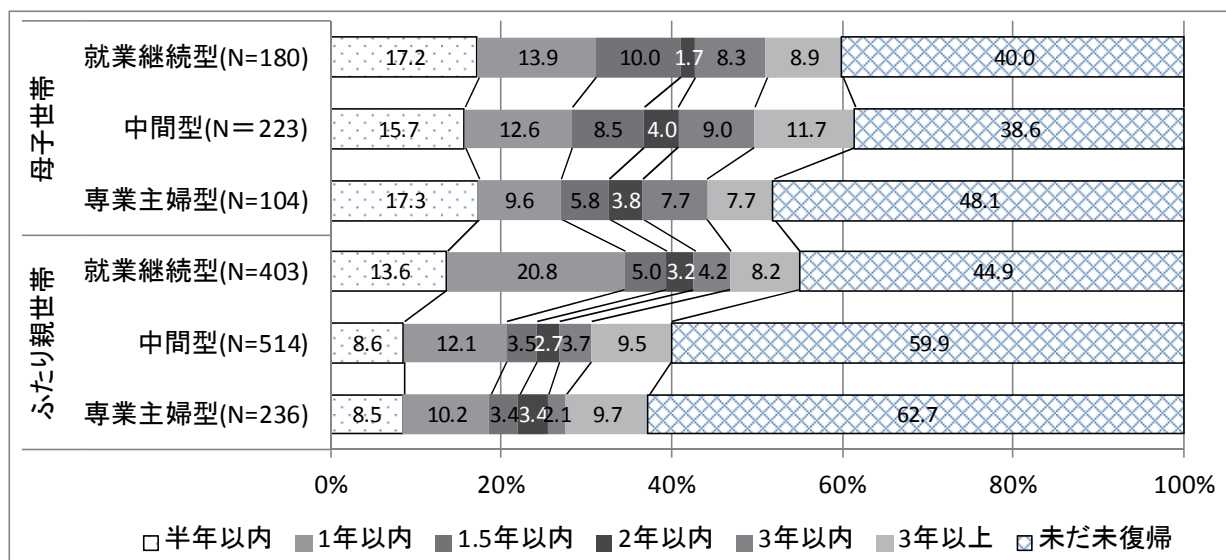


注：(1) ふたり親世帯（父親回答）が集計対象から除外されている。  
 (2) 括弧の中の数字はそれぞれのグループについての集計対象者数である。

### （３）就業スタイルの世代間継承－職場復帰の早さに影響

（母方）祖母の就業スタイルが母親の仕事選好に影響を及ぼしている可能性がある。母親に自身が３歳、６歳、１２歳だった頃の祖母の働き方をたずねた上、その３時点の就業有無から祖母の就業スタイルを「就業継続型」（３時点とも就業）、「専業主婦型」（３時点とも無業）および「中間型」に分けてみた。

図表 8－3 祖母の就業スタイル別でみた第１子出産後の職場復帰時期(%)



注：(1) （母方）祖母の就業スタイルが以下の３区分である。母親自身が「３歳だった頃」、「６歳だった頃」および「１２歳だった頃」の３時点について、３時点とも祖母が有業であれば「就業継続型」として、３時点とも祖母が無業であれば「専業主婦型」として、１、２時点のみ祖母が有業であれば「中間型」としている。  
 (2) 第１子が３歳以上の母親（除く無回答）が集計対象である。

その結果、祖母の就業スタイルが母親の職場復帰の早さとの間に一定の関係があることが分かった。「継続就業型」祖母の場合に母親が第1子出産後に1年以内に職場復帰者の割合が34.4%（ふたり親世帯）であるのに対して、「専業主婦型」祖母の場合に該当割合が18.7%に過ぎない。逆に母親が「未だに（職場）未復帰」の割合も、祖母が「就業継続型」の場合は44.9%、祖母が「専業主婦型」の場合は62.7%で、前者の職場復帰率が明らかに高い。

母子世帯についても、同様な傾向がみられるものの、ふたり親世帯に比べるとその差が比較的小さいといえる。

## 9 まとめ

本調査シリーズは、2012年11月-12月に実施された「子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査」（第2回子育て世帯全国調査）における結果速報である。第1回（2011年）調査と同様に、本調査は18歳未満の子どもを育てている世帯を、「母子世帯」、「父子世帯」および「ふたり親世帯」の3類型に分け、ひとり親世帯をオーバーサンプリング（over-sampling）して抽出している。主な内容は、それぞれの類型の子育て世帯における暮らし向き、経済状況、家事と子育て、仕事、ワークライフバランス、仕事と育児への支援状況等に関するものである。本調査から得られた主な知見は下記の通りである。

第1に、子育て世帯の暮らし向きは、子どもの成長とともに変化していく。末子が高校生年齢の世帯では、「暮らし向きが大変苦しい」と感じる世帯の割合が比較的高い。末子が高校生年齢の家庭では、母子世帯の34.3%、ふたり親世帯の15.2%が「暮らし向きが大変苦しい」と回答している。

第2に、父親と母親の家事時間数が世帯類型ごとに大きく異なる。母親が家事に費やす時間は、ふたり親世帯（3.6時間）が母子世帯（2.4時間）より長くなっている。一方、父親の家事時間は、父子世帯（1.79時間）がふたり親世帯（0.24時間）の7倍の長さである。専業主婦家庭では父親の78.2%、母親が正社員の家庭でも父親の半数弱は全く家事を行っていない。

第3に、稼ぐ力よりも家事・育児の分担割合が父親としての評価上重要な加点要素である。家事・育児の半分以上を分担している父親に対して、母親の評価が「良い父親」（67.7%）または「まあまあ良い父親」（20.3%）がもっとも多い。一方、家事・育児を全く分担していない父親に対して、母親の評価が「普通」（41.4%）または「あまり良くない父親」（32.3%）がもっとも多い。

第4に、非同居父親と子どもとの関わりは、再婚世帯と母子世帯では希薄である。子ども



と面会・会話がほとんど（全く）ない父親の割合は、父親と離婚してから母親が再婚したふたり親世帯がもっとも高く（69.7%）、その次は母子世帯（58.8%）と「別居・離婚協議中のふたり親世帯」（35.0%）である。単身赴任中のふたり親世帯の父親の6割弱が「週に1回程度」（33.7%）または「月に1回程度」（25.0%）子どもと会ったり、話したりしている。

第5に、何らかの職業資格を持つ母親は全体の6割に上るが、活用されていない資格も多い。保有資格が仕事に役に立った割合をみると、看護師（91.4%）、歯科衛生士（85.7%）、保育士・幼稚園教諭（64.8%）、介護福祉士（73.8%）、准看護師（59.5%）など医療・福祉・介護系資格の活用率は高いことが分かる。一方、簿記資格（37.7%）、語学関連資格（31.7%）、医療事務（42.7%）等語学・事務系資格の活用率が相対的に低い。

第6に、ひとり親の約1割は短時間睡眠者である。健康に影響をおよぼす可能性があると考えられる「5時間未満」の短時間睡眠者の割合をみると、母子世帯は8.9%（有業者）～10.6%（無業者）、父子世帯は11.1%（有業者）となっており、ふたり親世帯（母親）に比べてその割合が約2倍である。

第7に、育児休業制度と短時間勤務制度の利用が母子世帯の間に広まっていない。育休制度の利用率は、ふたり親世帯（母親）では21.2%、母子世帯では11.1%となっており、ふたり親世帯（母親）の育休利用率が2ポイント上昇する一方、母子世帯の利用率がわずかに下落している。導入が義務化されている3歳未満の子どもを育てている有業母親の短時間勤務の利用率を見ると、ふたり親世帯では16.8%（正社員は26.1%）となっているが、母子世帯では4.2%と低い水準である。

第8に、祖母（妻の実母）の就業スタイルが母親の仕事選好に関係している。母親に自身が3歳、6歳、12歳だった頃の祖母の働き方をたずねた上、その3時点の就業有無から祖母の就業スタイルを「就業継続型」（3時点とも就業）、「専業主婦型」（3時点とも無業）および「中間型」に分けてみた。「継続就業型」祖母を持つ母親が第1子出産後に1年以内に職場復帰した者の割合が34.4%で、「専業主婦型」祖母を持つ母親に比べてその割合が約2倍である。

最後に、拡充してほしい公的支援の1位は「金銭的援助」、2位は「保育サービス」である。金銭的援助を望む保護者が全体の67.7%～75.2%に達し、「児童（子ども）手当の増額」（50.5%～58.5%）、「年少扶養控除の復活」（20.2%～27.7%）、「乳幼児医療費助成期間の延長」（12.3%～31.0%）を期待する保護者がとくに多い。保育サービスの充実を望む保護者も全体の26.2%～50.3%を占めており、「休日保育、延長保育等サービスの多様化」、「病時・病



後児保育の充実」および「保育所の増設・受入児童数の増加」を求める意見が多かった。

#### 参考文献

岩田昇（2004）「CES-D 抑うつ尺度の心理測定法的特性－国際比較の大きな障壁」日本テスト学会事例研究会 2004、東京